

一般廃棄物処理事業実態調査の結果（平成27年度）について

環境省では、全国の市町村及び特別地方公共団体(1,741市区町村及び577一部事務組合)に対し「一般廃棄物処理事業実態調査（平成27年度）」を行った。

本調査結果は、平成27年度1年間の実績又は、平成27年度末（平成28年3月31日）現在の、ごみ・し尿の排出処理状況、廃棄物処理事業経費・人員、一般廃棄物処理施設の整備状況等について、取りまとめたものである。人口については平成27年10月1日現在であるが、一部は平成28年3月31日である。

※：以下の図表等の数値については、四捨五入により合計が一致しない場合がある。

※：「ごみ総排出量」とは廃棄物処理法第5条の2に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、基本方針）における「一般廃棄物の排出量」と同様とする。

$$\text{ごみ総排出量} = \text{計画収集量} + \text{直接搬入量} + \text{集団回収量}$$

※：平成22年度実績については、平成23年3月11日の東日本大震災により、南三陸町（宮城県）については、人口及びごみ処理、し尿処理、経費に関する平成22年度実績データが欠損してしまったため、これらが関係する全国値は、南三陸町を除く1,749市町村の集計値である。

I ごみ処理

1. ごみの排出・処理状況

(1) 全国のごみ総排出量

平成27年度におけるごみ総排出量は4,398万トン（東京ドーム約118杯分^{注4)}）、1人1日当たりのごみ排出量は939グラム（参考：平成23年度までと同様に外国人人口を含まない場合は、954グラム）である。

ごみ総排出量は平成12年度以降継続的に減少していたが、平成23年度以降微減傾向である。基本方針でベースラインとしている平成24年度4,523万トンを3年連続で下まわった（図-1）。

注4) ごみの比重を0.3t/m³として算出。（東京ドーム地上部の容積：1,240,000m³）

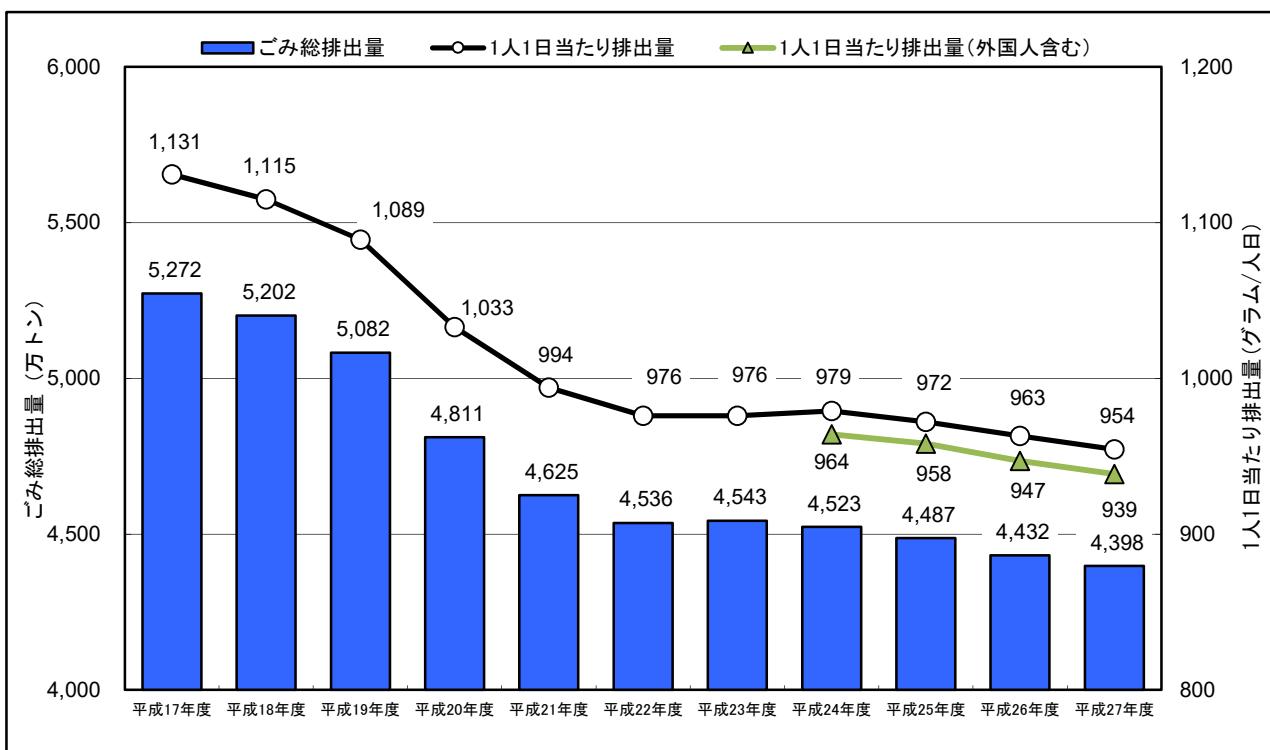
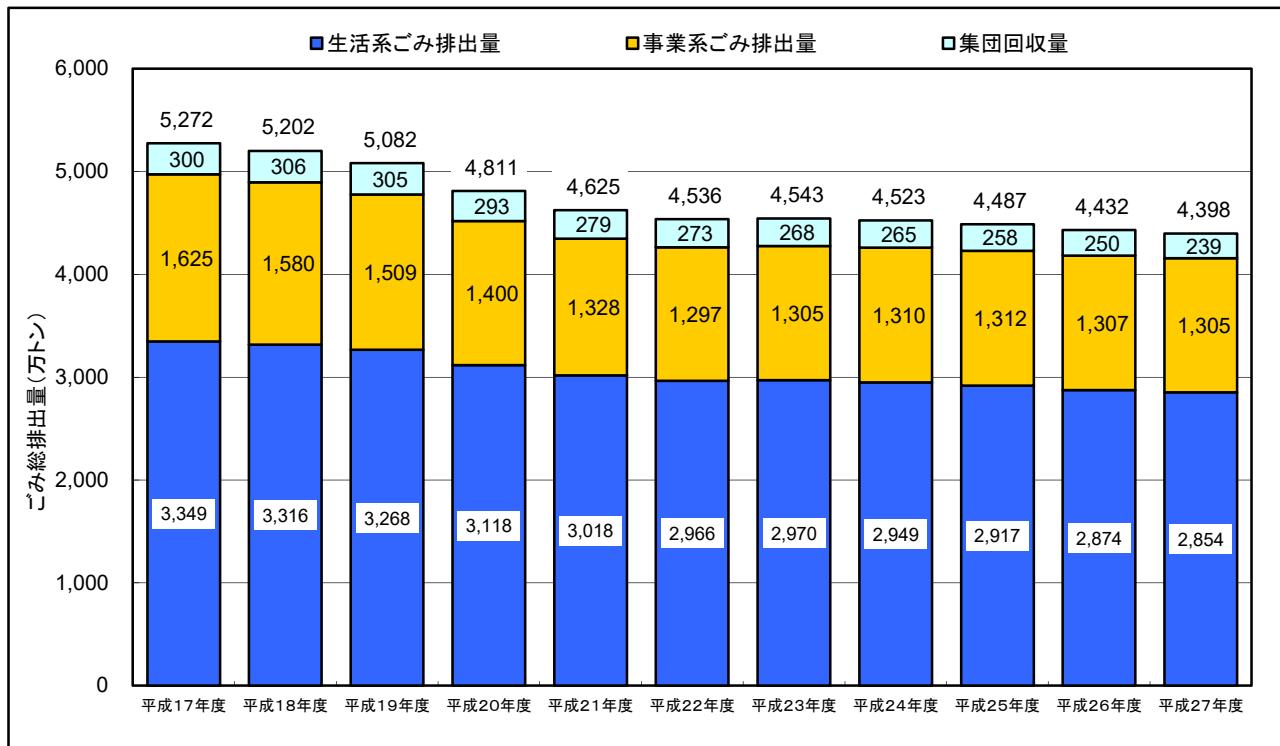


図-1 ごみ総排出量の推移

ごみの排出量を排出形態別でみると、平成27年度において、生活系ごみが2,854万トン、事業系ごみが1,305万トンであり、生活系ごみが約65%を占める（図－2）。



図－2 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移^{注5)}

注5) 生活系ごみの数値：家庭のごみ。ただし、推計による場合は、市町村収集と委託業者の収集の合計。

事業系ごみの数値：事業所のごみ。ただし、推計による場合は、許可業者収集と直接搬入の合計。

(2) ごみ処理の状況

ごみの総処理量^{注6)}は4,170万トンであり、そのうち、焼却、破碎・選別等により中間処理された量（中間処理量）は3,920万トン、再生業者等へ直接搬入された量（直接資源化量）は203万トンで、この両者でごみの総処理量の98.9%（減量処理率^{注7)}）を占める。

- ・中間処理量のうち、中間処理後に再生利用された量（処理後再生利用量）は458万トンで、これに直接資源化量と集団回収量を合計した総資源化量は900万トンである。
- ・中間処理により減量化された量は3,092万トン、中間処理されずに直接最終処分された量は47万トンであり、直接埋立率はごみの総処理量の1.1%である（図－3）。
- ・平成27年度において、容器包装リサイクル法に基づき市町村等が分別収集した容器包装の再商品化量（参考：平成26年度実績268万トン^{注8)}）は総資源化量（900万トン）に含まれている。
- ・なお、平成27年度において、家電リサイクル法に基づく家電4品目の再商品化等処理量は45万トン^{注9)}、このうち再商品化量が39万トン^{注9)}であり、これを含めると総資源化量は939万トンとなる。

注6) ごみの総処理量(4,170万トン)=中間処理量+直接最終処分量+直接資源化量であり、「計画処理量(4,159万トン)」とは、計量誤差等により一致しない。

注7) 減量処理率(%)=[(中間処理量)+(直接資源化量)]÷(ごみの総処理量)×100

注8) 出典「平成26年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化のお知らせ」

（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室）

注9) 出典「家電リサイクル年次報告 平成27年度版（第15期）」（一般財団法人家電製品協会）

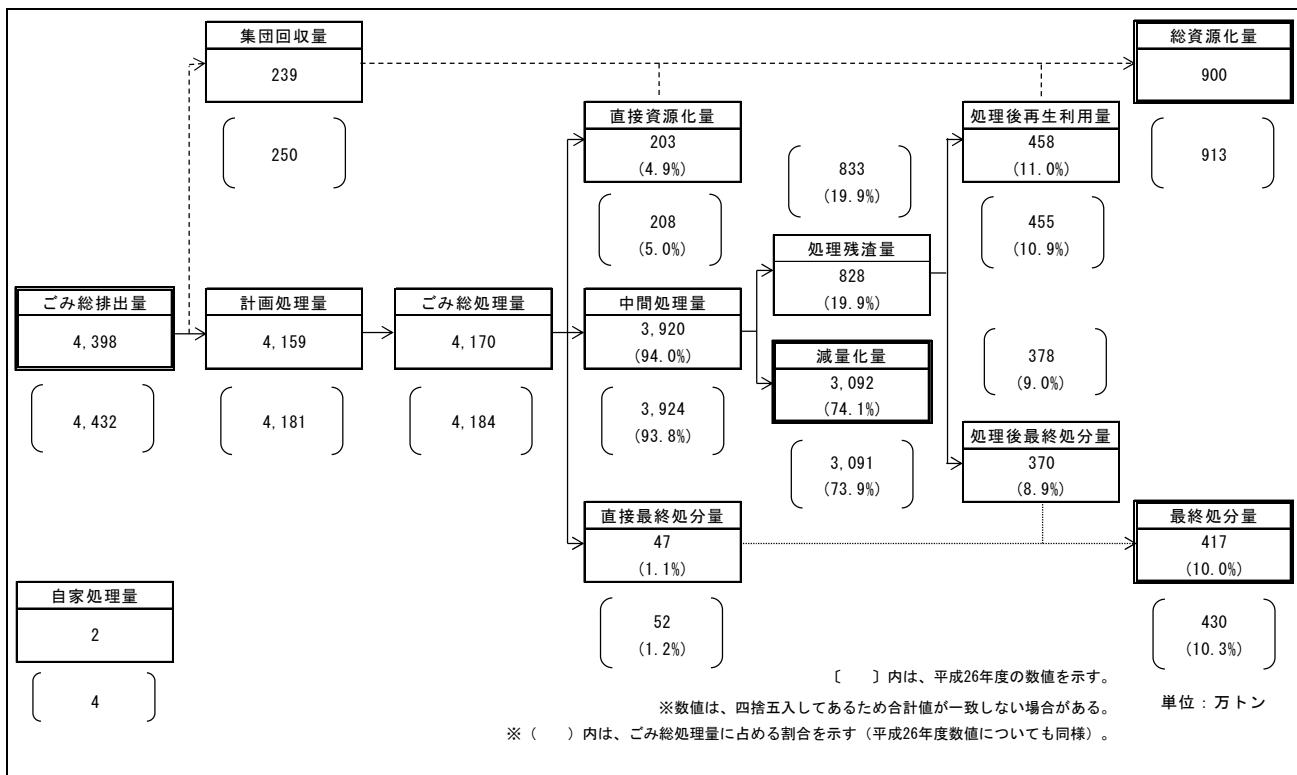


図-3 全国のごみ処理のフロー

中間処理量のうち、直接焼却された量は3,342万トンであり、直接焼却率はごみの総処理量の80.1%である（図-4）。直接焼却された量については、平成17年度以降は減少傾向が認められる。

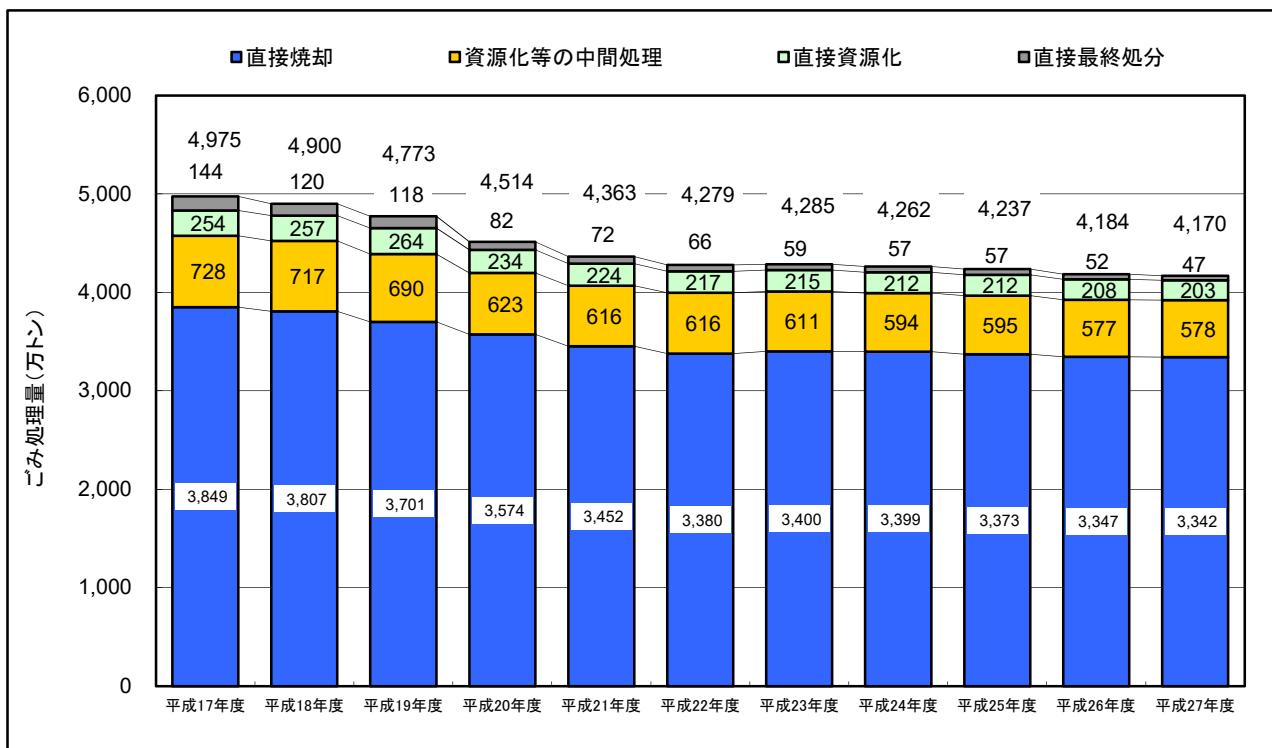


図-4 ごみの総処理量の推移

直接最終処分量と中間処理後に最終処分された量とを合計した最終処分量は417万トン、1人1日当たりの最終処分量は89グラムである。（参考：平成23年度までと同様に外国人人口を含まない場合は、90グラムであり減少傾向が継続している。）（図-5）

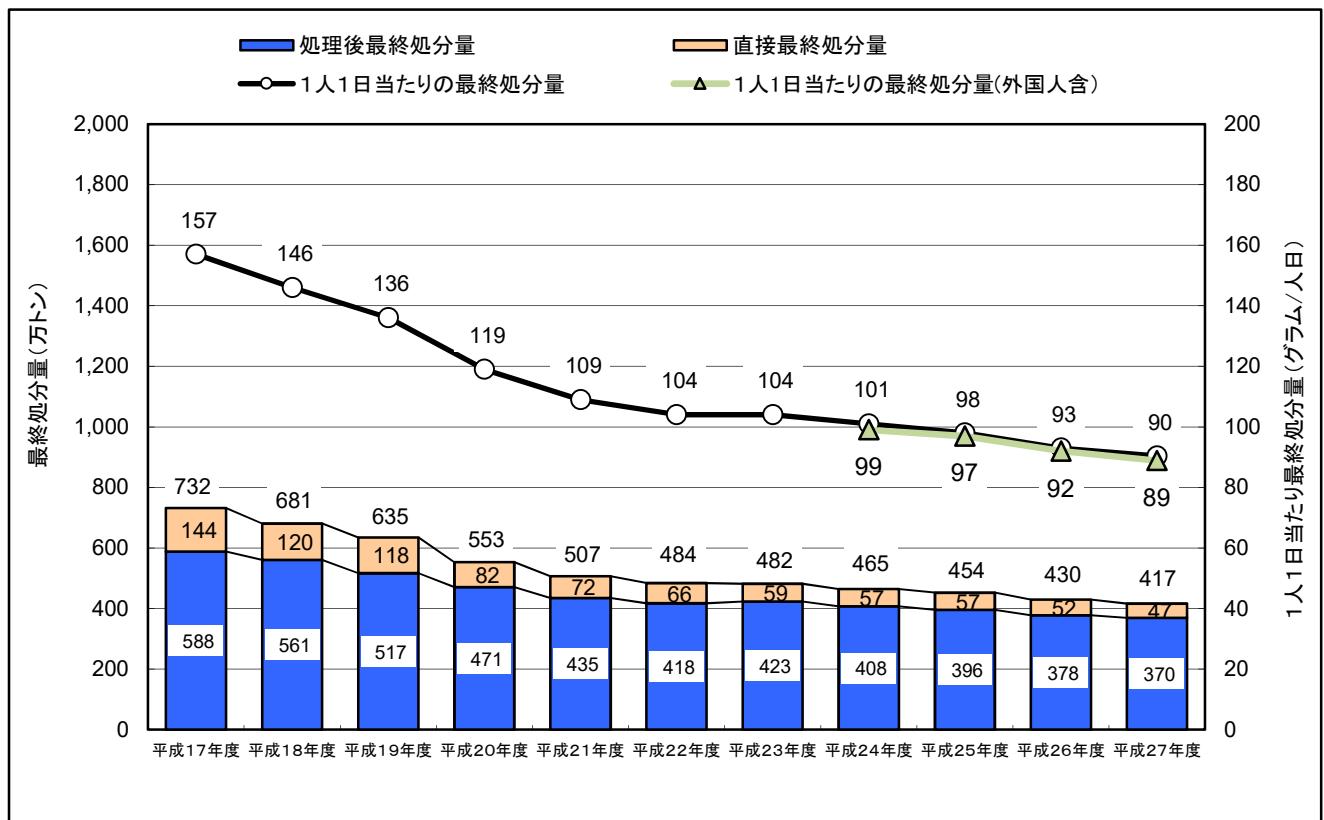


図-5 最終処分量の推移

(3) リサイクルの状況

市区町村等において分別収集により直接資源化された量及び中間処理後に再生利用された量の合計は661万トン、住民団体等の集団回収により資源化された量は239万トンである（図-6）。

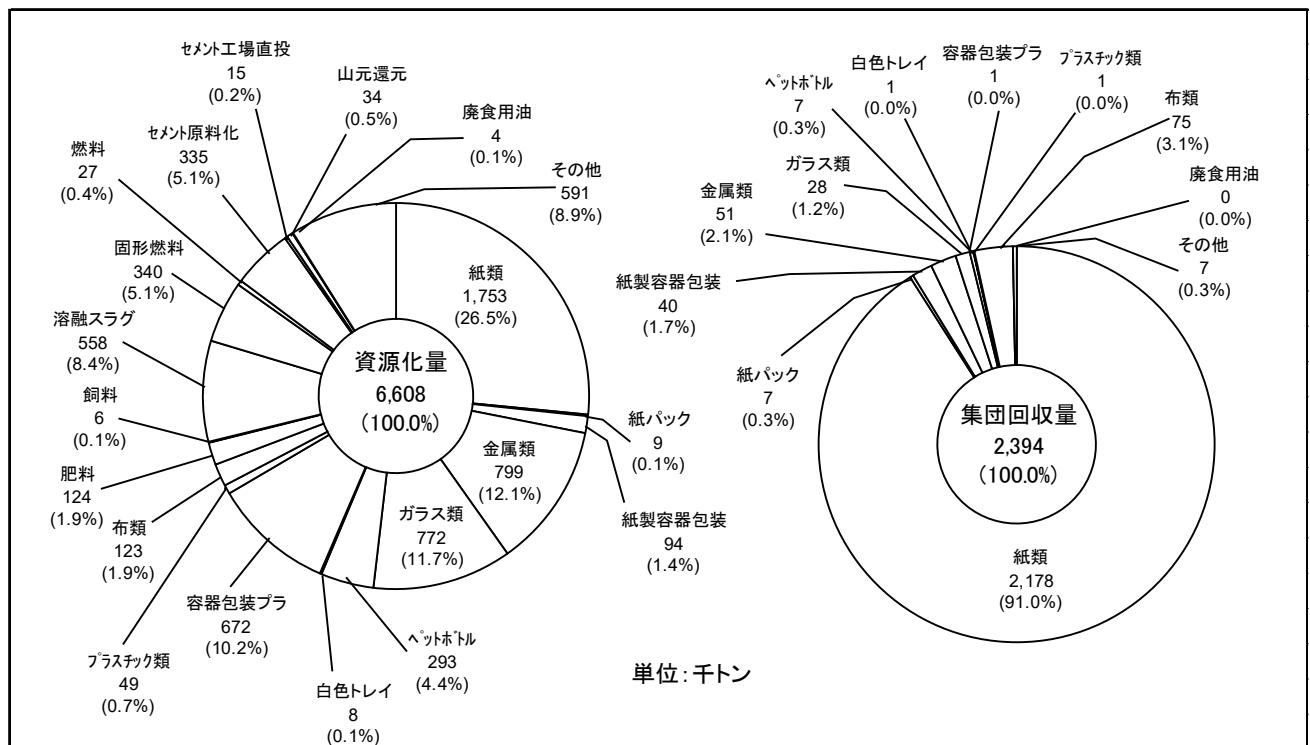
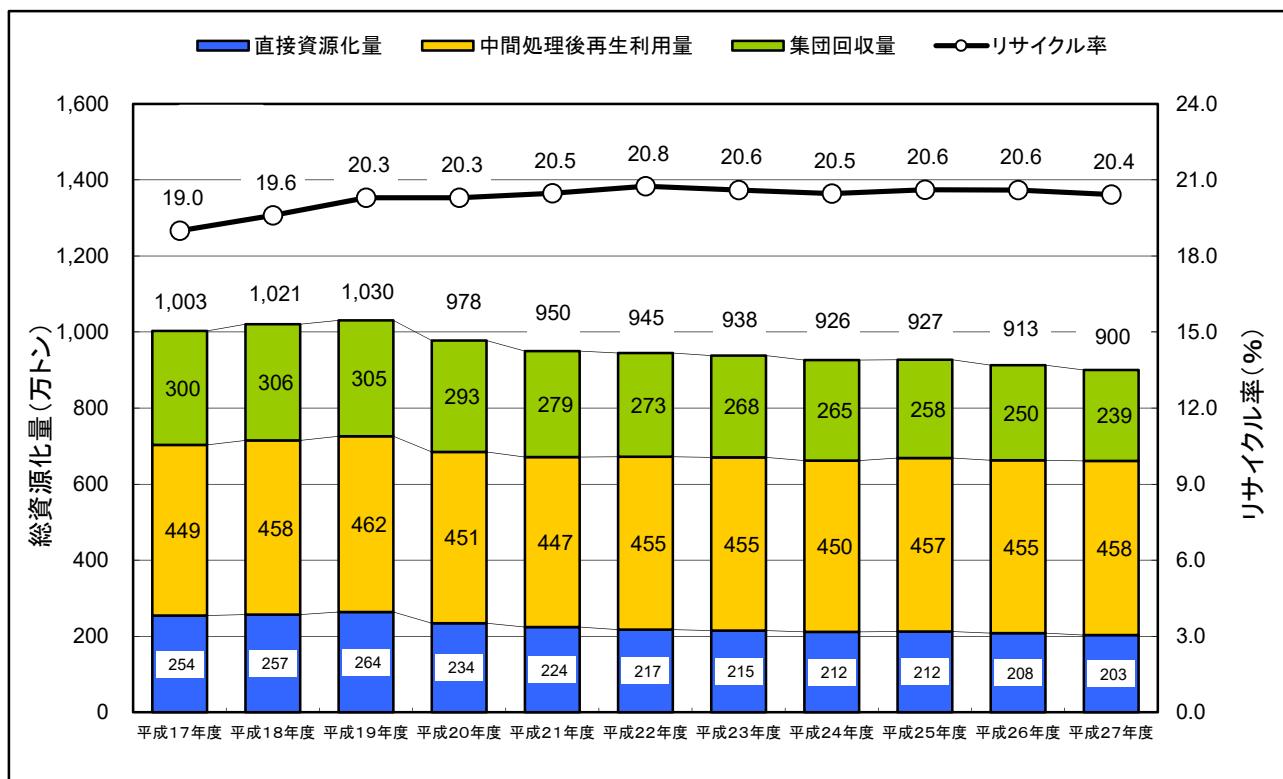


図-6 資源化量の品目別内訳

市区町村等による資源化と住民団体等による集団回収とを合わせた総資源化量は900万トン、リサイクル率^{注10)}は20.4%である。総資源化量は平成26年度と比べ若干減少し、リサイクル率は微減した。（図－7）



図－7 総資源化量とりサイクル率^{注10)}の推移

$$\text{注10) リサイクル率(%)} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

(参考)

家電4品目の家電処理量及び家電再商品化量^{注9)}を考慮した場合のリサイクル率

$$\text{リサイクル率(%)} = \frac{\text{直接資源化量}^{注11)}{+ \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量} + \text{家電再商品化量}} \times 100 \\ = 21.1\%$$

ごみ燃料化をエネルギー回収とし、リサイクルから除いた場合のリサイクル率

$$\text{リサイクル率(%)} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量}(ごみ燃料化を除く) + \text{集団回収量} + \text{家電再商品化量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量} + \text{家電処理量}} \times 100 \\ = 20.3\%$$

注11) 「直接資源化量」は平成10年度実態調査より新たに設けられた項目であり、平成9年度までは、「中間処理後再生利用量」に計上されていた。

(4) 災害廃棄物の状況

災害廃棄物処理事業国庫補助金の適用を受けて処理を行った災害廃棄物の量は116万トンである(図-8)。

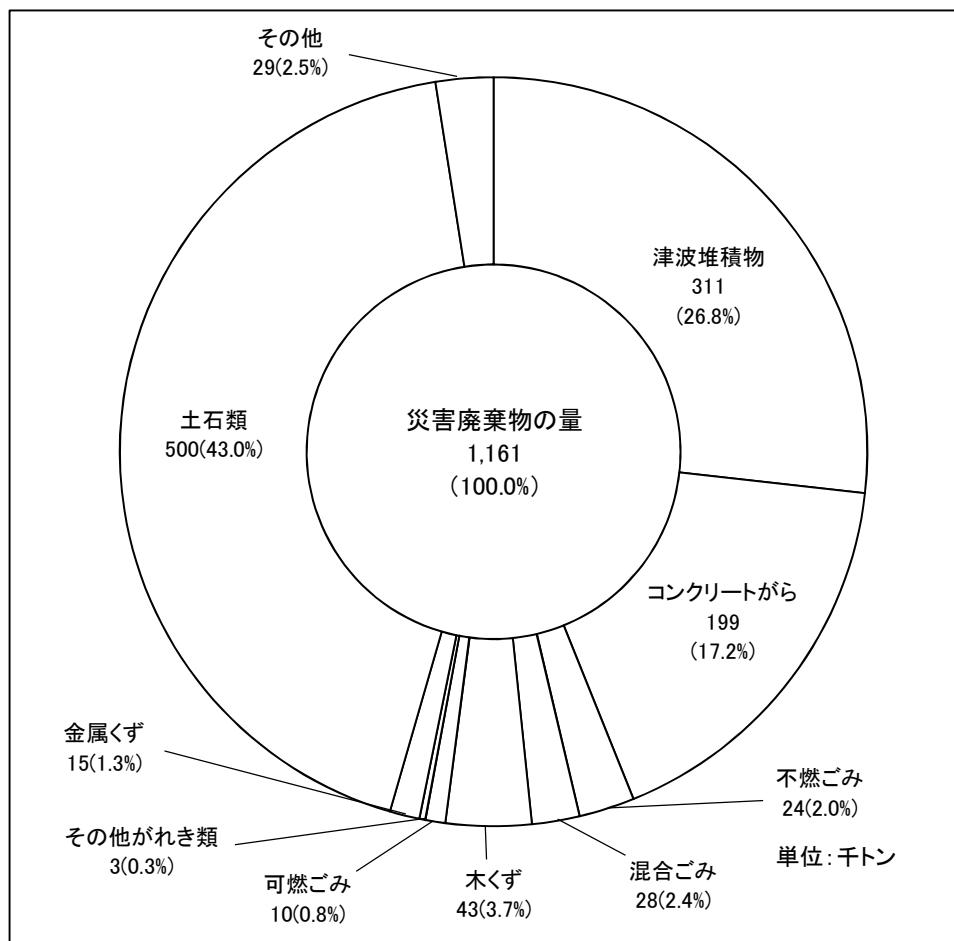


図-8 災害廃棄物の内訳

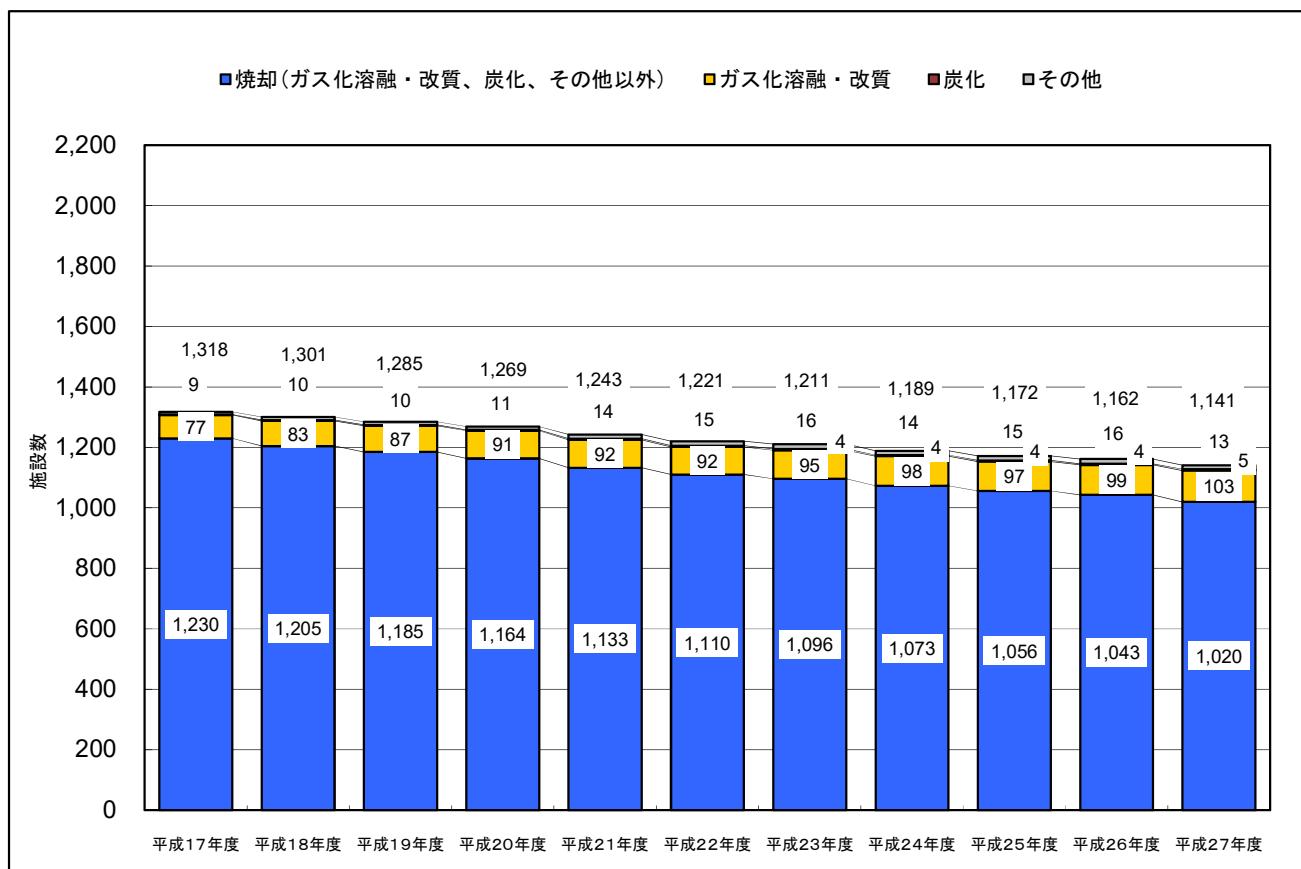
2. ごみ焼却施設の整備状況（着工ベース）

平成27年度末現在のごみ焼却施設数は1,141施設（うち平成27年度中の新設は65施設）であり、処理能力の合計は181,891トン／日である（表－1）。図－9、10に施設数及び処理能力の推移を、図－11に施設規模別の内訳を示す。

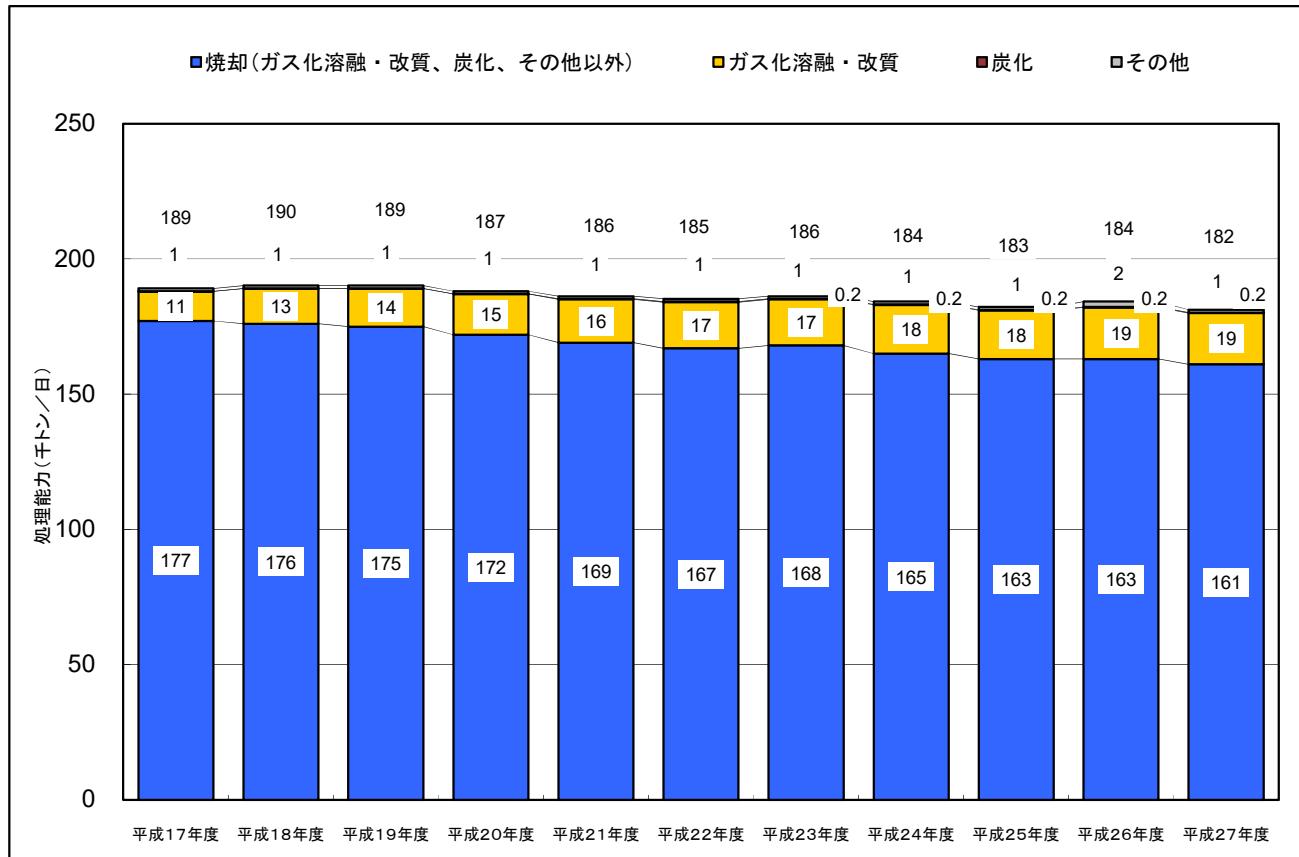
表－1 ごみ焼却施設の種類別施設数・処理能力

施設の種類		焼却(ガス化溶融・改質、炭化、その他以外)	ガス化溶融・改質	炭化	その他	合計
施設数	1,020 (1,043)	103 (99)	5 (4)	13 (16)	1,141 (1,162)	
処理能力	161,140 (162,982)	19,412 (18,633)	206 (176)	1,133 (1,720)	181,891 (183,511)	

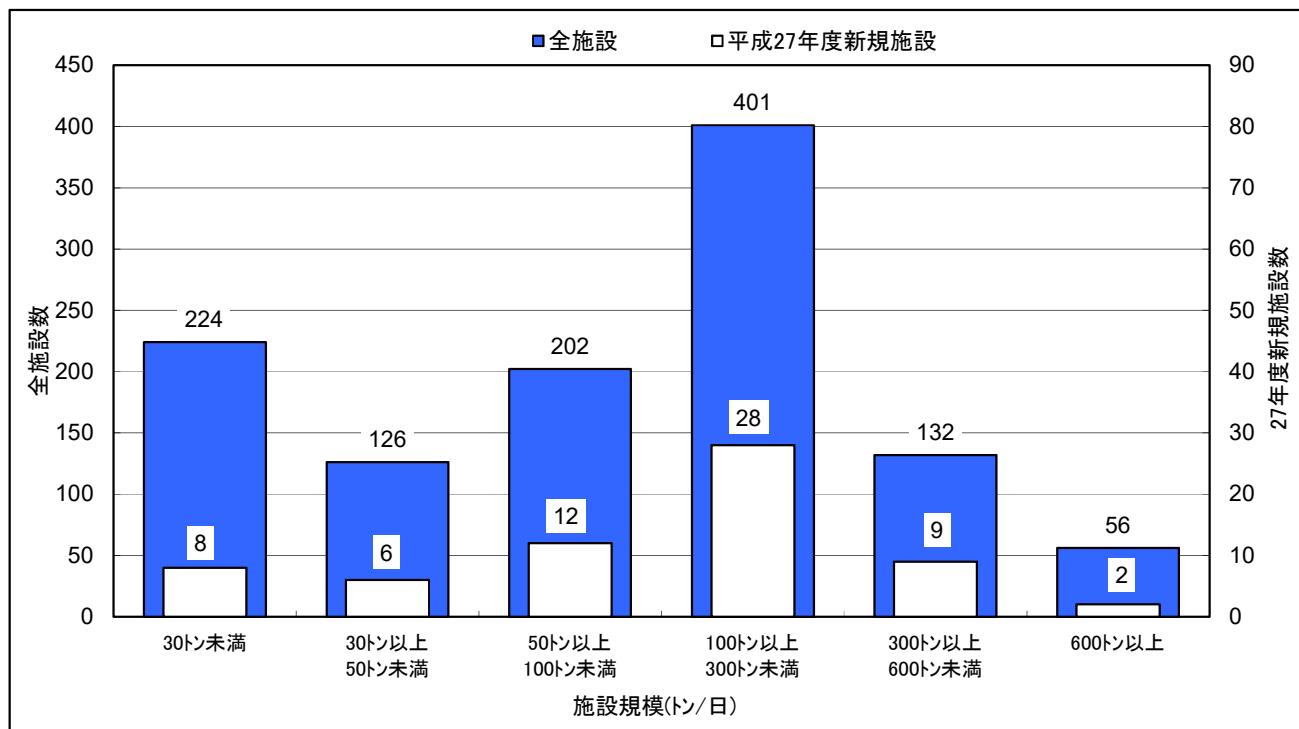
※ () 内は平成26年度の数値を示す。



図－9 ごみ焼却施設の種類別施設数の推移



図－10 ごみ焼却施設の種類別処理能力の推移



図－11 ごみ焼却施設の規模別施設数

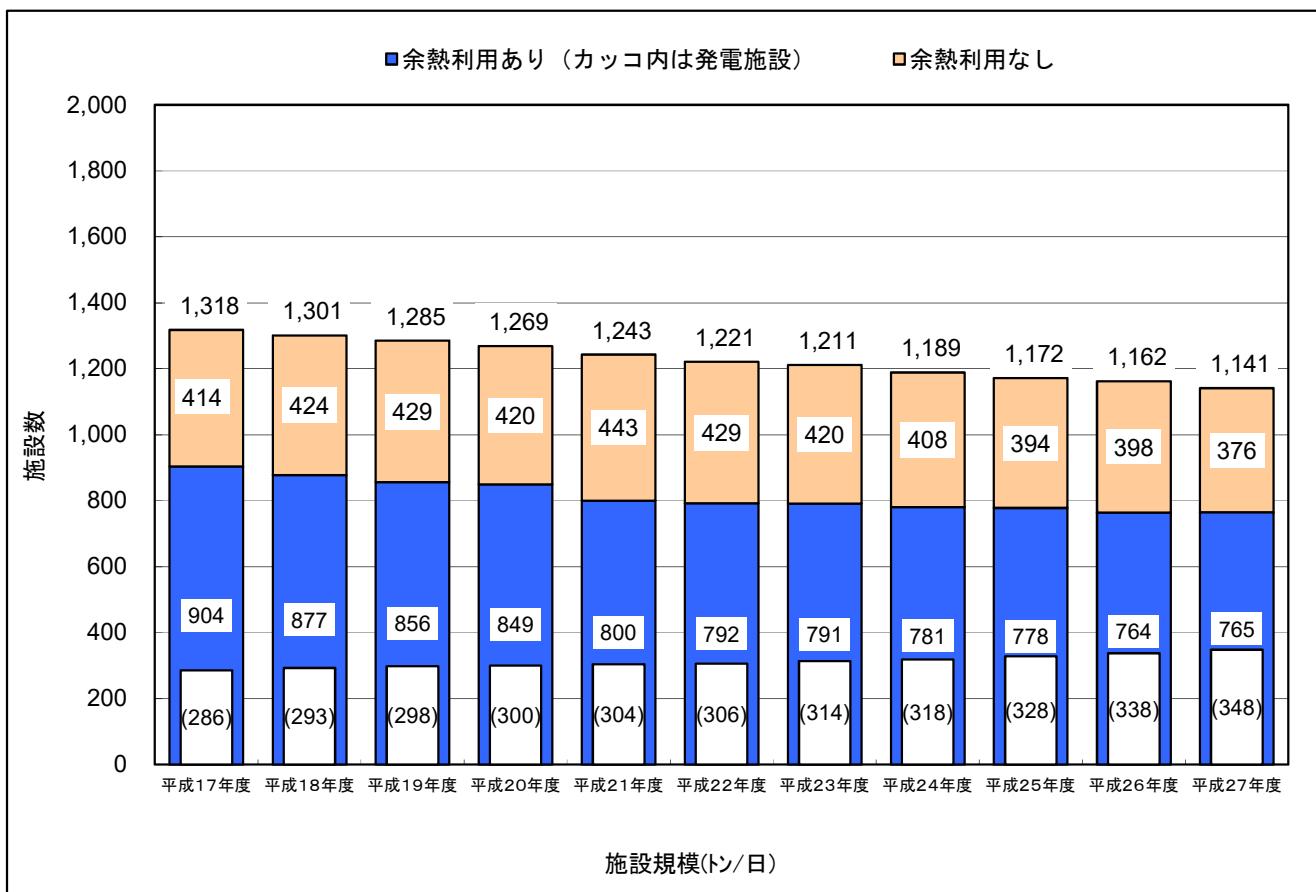
余熱の利用については、全体の67.0%の765施設で実施されており、具体的な利用方法としては、発電をはじめ、施設内の暖房・給湯での利用や、施設外での利用として温水プール等への温水・熱供給、地域への熱供給等がある（表－2、図－12）。

表－2 ごみ焼却施設の余熱利用状況^{注12)}

余熱利用の状況	余熱利用あり							余熱利用無し	
	場内温水	場外温水	場内蒸気	場外蒸気	場内発電	場外発電	その他		
施設数	765 (764)	670 (688)	216 (222)	253 (249)	98 (102)	346 (338)	190 (210)	39 (43)	376 (398)

※ () 内は平成26年度の数値を示す。

注12) 重複回答のため施設数の合計と一致しない。



図－12 ごみ焼却施設の余熱利用の推移

発電設備を有する施設は348施設で全ごみ焼却施設の30.5%を占め、発電能力の合計は1,934MWである（表－3）。また、総発電電力量8,175GWhであり、約255万世帯分^{注13)}の年間電力使用量に相当する。

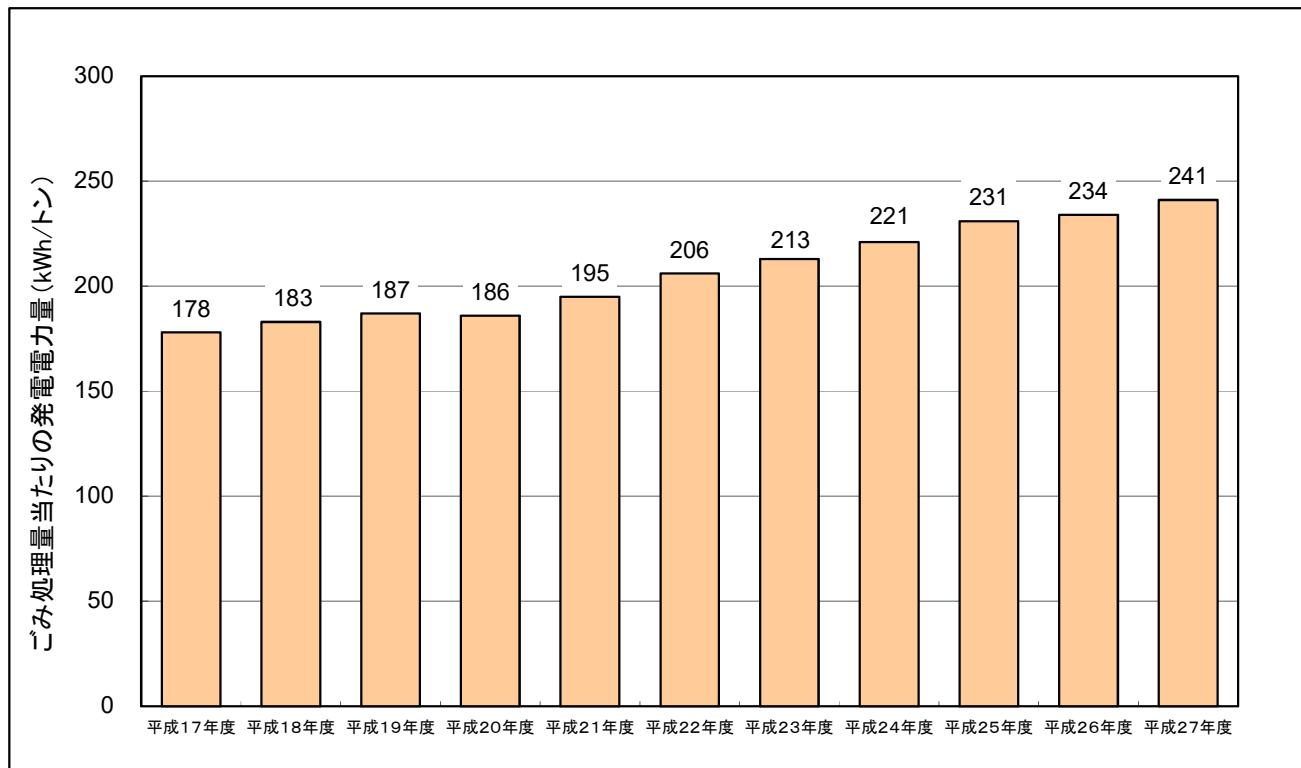
注13) 電気事業連合会の推計値（一世帯当たりの電力消費量271.2kWh/月（平成26年度））をもとに算出。

表－3 ごみ焼却施設の発電の状況

発電施設数	348	(338)
総発電能力 (MW)	1,934	(1,907)
発電効率(平均) (%)	12.59	(12.42)
総発電電力量 (GWh)	8,175	(7,958)

※ () 内は平成26年度の数値を示す。

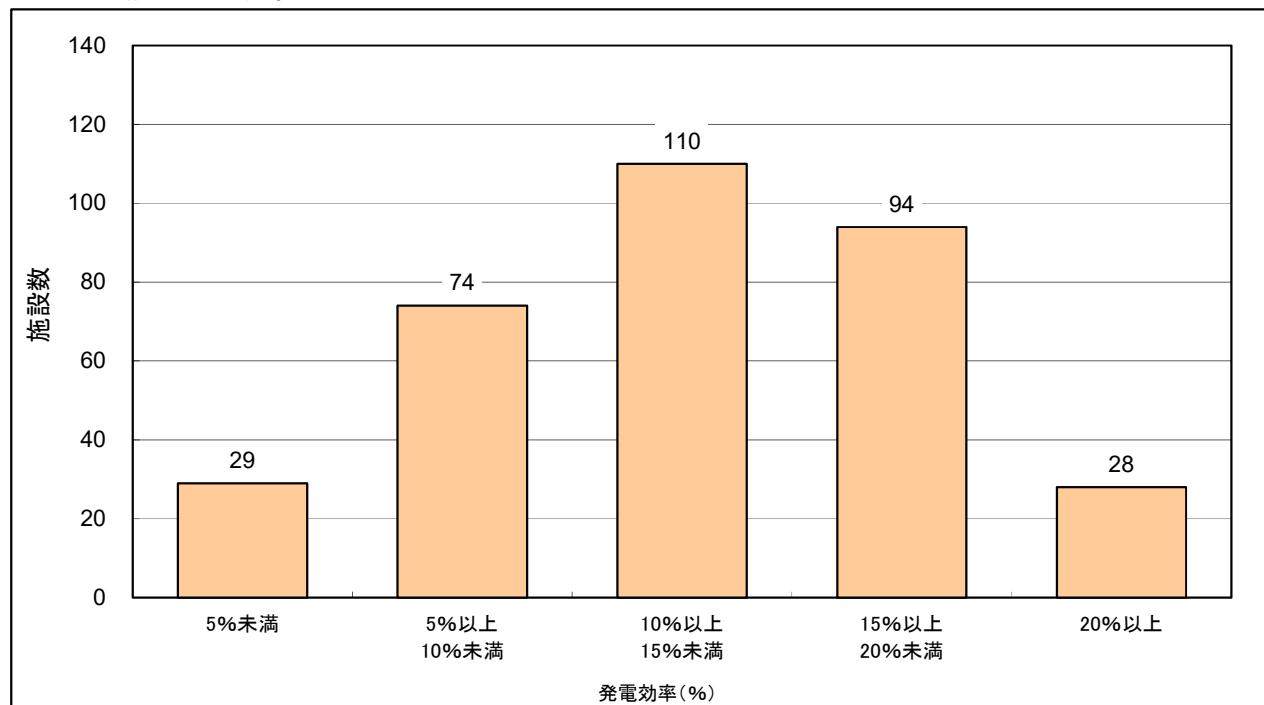
また、ごみ焼却施設（発電設備の有無を問わない）の年間処理量と年間総発電電力量から求められるごみ処理量当たりの発電電力量は、増加傾向にある（図－13）。



図－13 ごみ処理量当たりの発電電力量^{注14)}

$$\text{注14)} \text{ ごみ処理量当たりの発電電力量 (kWh/トン)} = \frac{\text{ごみ焼却施設における年間総発電電力量 (kWh)}}{\text{ごみ焼却施設におけるごみの年間処理量 (トン)}}$$

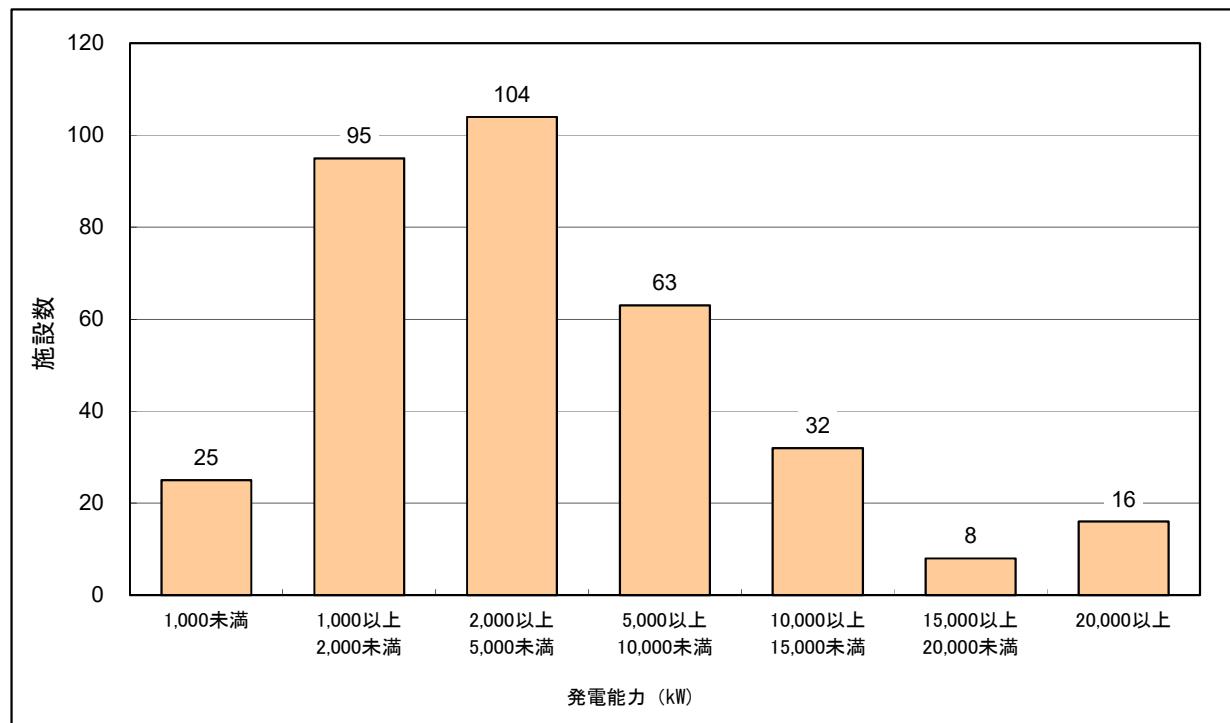
発電設備を有する施設のうち、発電効率が10%以上の施設は232施設（26年度223施設）であり、全体の69%（26年度68%）を占める。うち、発電効率が20%以上の施設は28施設（26年度24施設）にとどまる（図－14）。



図－14 ごみ焼却施設の発電効率別の施設数^{注15)}

注15) 発電施設348施設のうち、有効回答があった335施設を対象としている。

発電能力が5,000kW未満の施設は224施設であり、全体の65%を占める。このうち、2,000kW未満^{注16)}という比較的小規模な発電設備を有する施設の数は120施設となっている（図－15）。

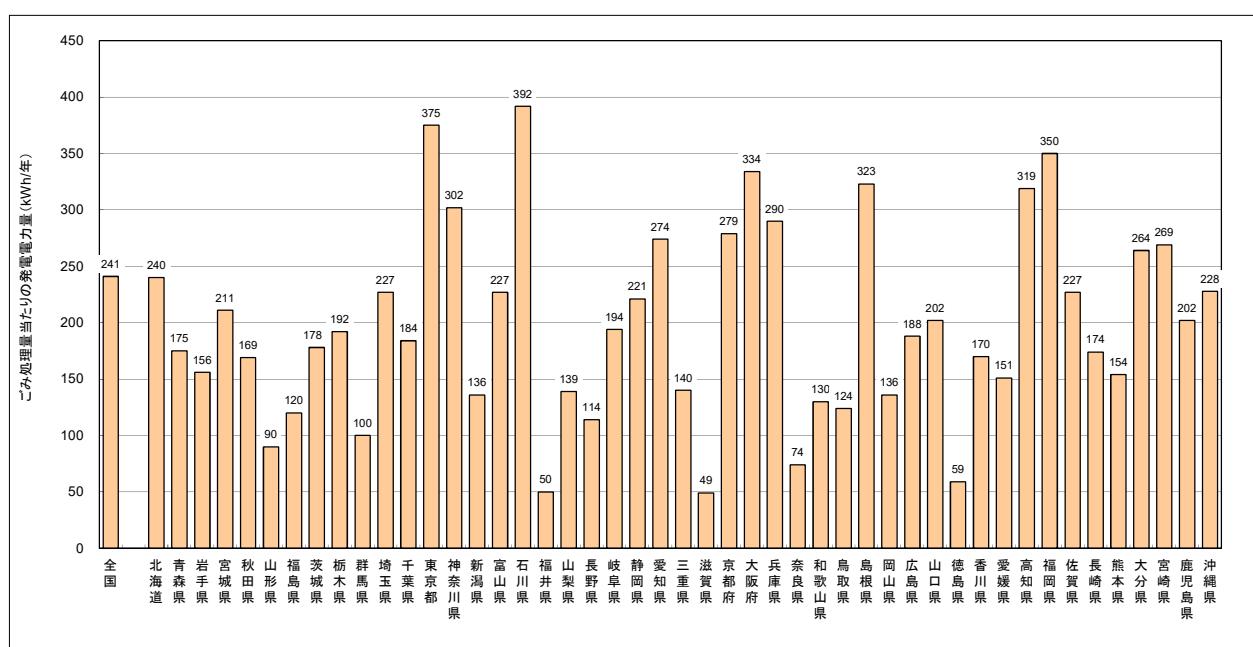


図－15 ゴミ焼却施設の発電能力別の施設数^{注17)}

注16) 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（平成28年7月、資源エネルギー庁）によると、「発電設備等の一設置者当たりの電力容量が原則として2,000kW未満の発電設備等は一定の技術要件を満たす場合には、高圧配電線と連系することができる。」とされている。

注17) 発電施設348施設のうち、有効回答があった343施設を対象としている。

各都道府県におけるごみ焼却施設（発電設備の有無を問わない）の年間処理量と年間総発電電力量から、ごみ処理量当たりの発電電力量を比較すると、地域でばらつきが大きく、ごみ発電の整備水準は地域差が著しい（図－16）。



図－16 都道府県別のごみ処理量当たりの発電電力量

3. 最終処分場の整備状況

(1) 残余年数と残余容量

平成27年度末現在、一般廃棄物最終処分場は1,677施設（うち平成27年度中の新設は30施設で、稼働前の18施設を含む。）、残余容量は104,044千m³であり、減少傾向である。

残余年数^{注18)}は全国平均で20.4年である。（表－4、図－17）。

大都市圏における残余年数の状況については、首都圏^{注19)}では22.3年（26年度21.8年）、近畿圏^{注19)}では18.9年（26年度19.0年）であった。

注18) 残余年数とは、新規の最終処分場が整備されず、当該年度の最終処分量により埋立が行われた場合に、埋立処分が可能な期間（年）をいい、以下の式により算出される。

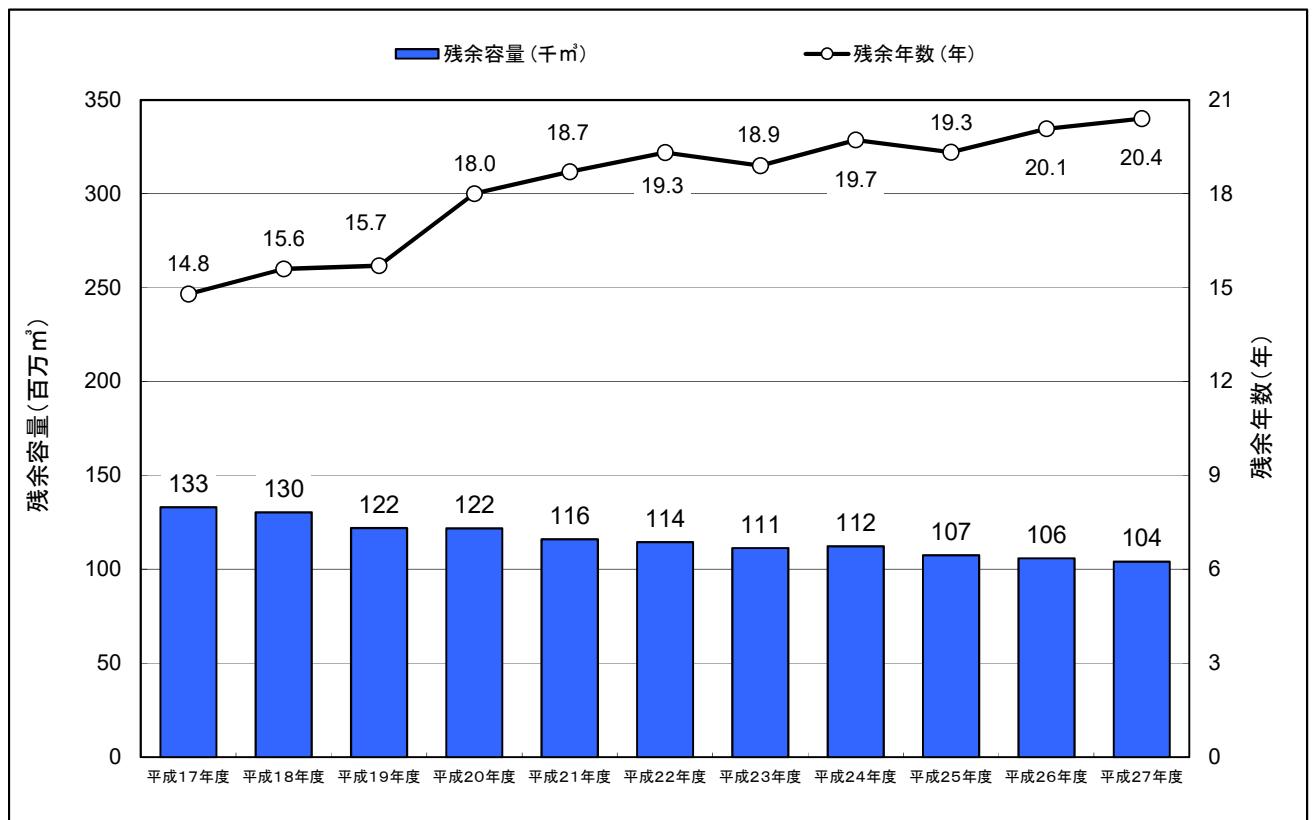
$$\text{残余年数} = \frac{\text{当該年度末の残余容量}}{\text{当該年度の最終処分量} / \text{埋立ごみ比重}} \quad (\text{埋立ごみ比重は } 0.8163 \text{とする。})$$

注19) 首都圏とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県をいう。

近畿圏とは、三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県をいう。

表－4 一般廃棄物最終処分場の施設数と残余年数の推移^{注20)}

区分 年度	最終処分場数					埋立面積 (千m ³)	全体容量 (千m ³)	残余容量 (千m ³)	残余年数 (年)
	山間	海面	水面	平地	計				
平成17年度	1,339	24	15	465	1,843	45,634	449,203	132,976	14.8
平成18年度	1,346	25	13	469	1,853	45,972	457,217	130,359	15.6
平成19年度	1,332	23	14	462	1,831	44,949	449,458	122,015	15.7
平成20年度	1,321	26	11	465	1,823	45,237	455,788	121,842	18.0
平成21年度	1,298	28	9	465	1,800	45,301	461,095	116,044	18.7
平成22年度	1,281	26	10	458	1,775	45,059	460,610	114,458	19.3
平成23年度	1,274	26	9	463	1,772	45,111	461,086	111,346	18.9
平成24年度	1,262	26	9	445	1,742	45,314	459,004	112,255	19.7
平成25年度	1,243	25	9	446	1,723	44,125	464,829	107,410	19.3
平成26年度	1,223	26	9	440	1,698	44,077	467,174	105,824	20.1
平成27年度	1,210	25	9	433	1,677	44,347	464,788	104,044	20.4



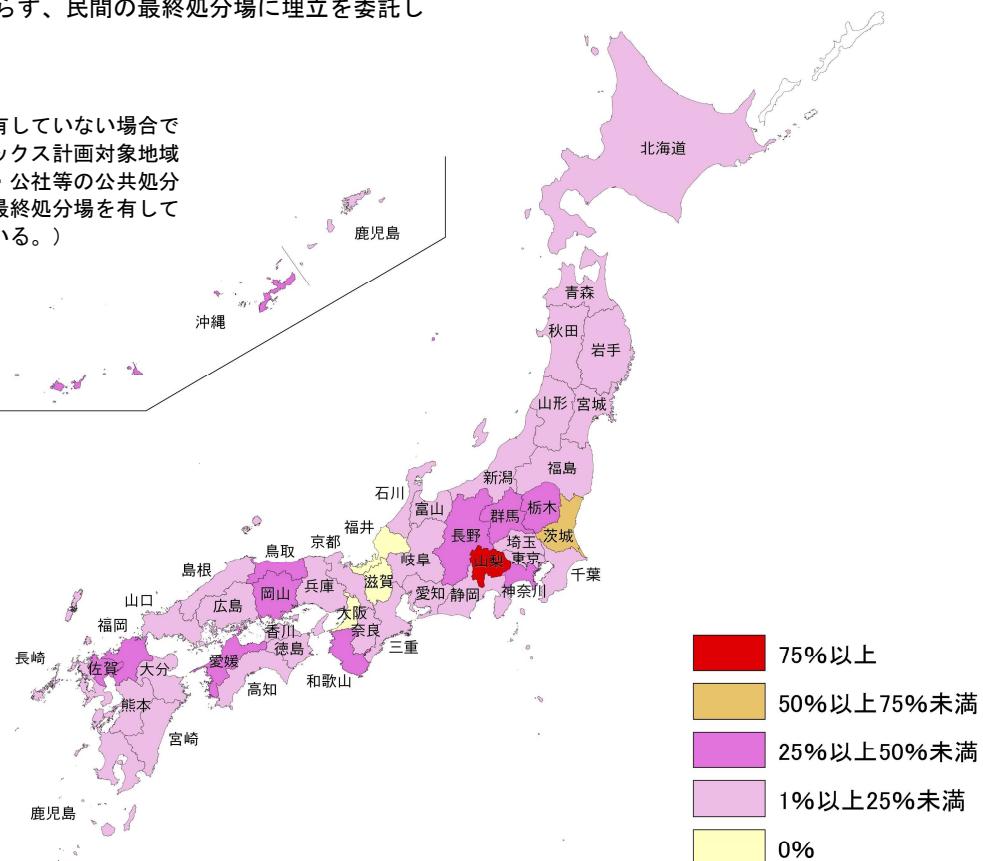
注20) 平成17年度において航空測量等により修正された残余容量のうち、増量分(7,737千m³)を平成16年度以前のデータに上乗せし、各年度の残余容量及び残余年数を算出した。そのため、平成16年度発表数値と異なる。

最終処分場の整備状況は、各都道府県単位で見ると地域的な偏りが大きい（図－18、19）。

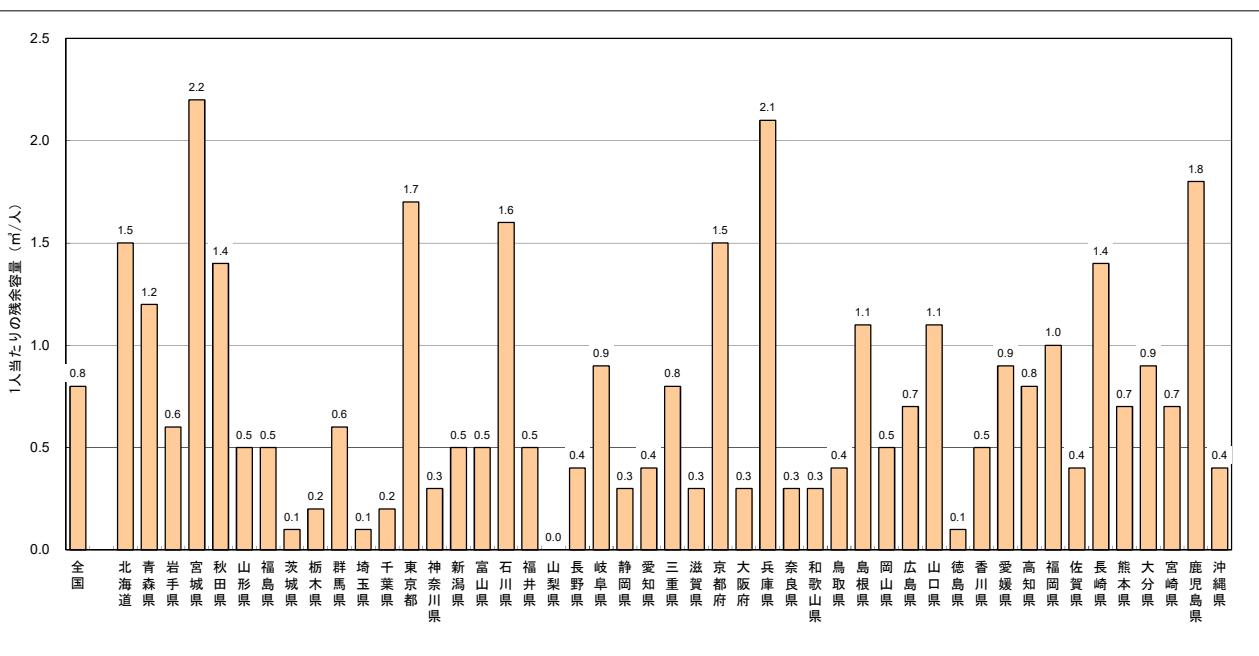
最終処分場を有していない市区町村^{注21)}：302(全市区町村数1,741の17.3%)

注21) 「最終処分場を有しない市町村」とは、当該市町村として最終処分場を有しておらず、民間の最終処分場に埋立を委託している市町村を言う。

（ただし、最終処分場を有していない場合であっても、大阪湾フェニックス計画対象地域の市町村及び他の市町村・公社等の公共処分場に埋立している場合は最終処分場を有しているものとして計上している。）



図－18 一般廃棄物最終処分場を有していない市町村の割合



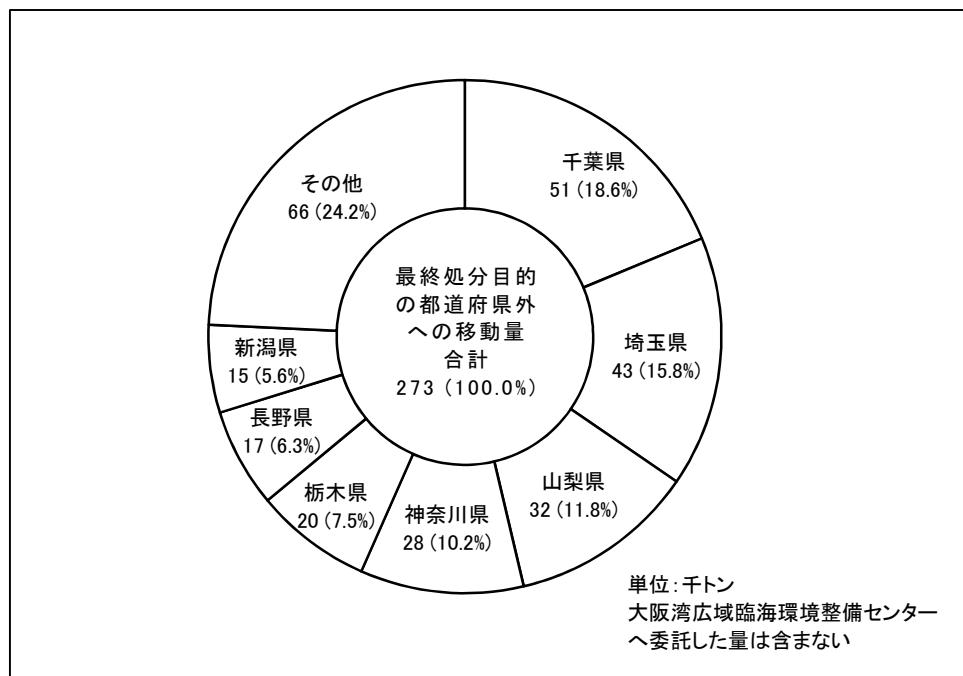
図－19 都道府県別の人一人当たりの残余容量

(2) 最終処分を目的とした一般廃棄物の都道府県の区域を越える広域移動の状況

平成27年度に、都道府県外の施設に最終処分を目的として搬出された一般廃棄物の合計は、273千トン（最終処分量全体の6.5%）である。

千葉県、埼玉県、山梨県、神奈川県、栃木県、長野県及び新潟県の7県で206千トンであり、全体の75%を占めている（図－20）。

関東ブロックで14.0%の廃棄物が、中部ブロックで14.4%の廃棄物が都道府県外に搬出されている。これらのブロックでは最終処分場の確保が十分できず、一般廃棄物の都道府県外への移動が見られる状況である（表－5、図－21）。



図－20 最終処分を目的とした一般廃棄物の広域移動の状況

表－5 最終処分量の都道府県外への移動状況

ブロック名	最終処分量 ①	都道府県外への移動量		(単位:千トン)
		②	②／①	
北海道・東北	779	18	2.3%	
関東	1,117	156	14.0%	
中部	568	82	14.4%	
近畿	875	9	1.0%	
中国	213	4	1.7%	
四国	124	3	2.3%	
九州・沖縄	487	1	0.2%	
合計	4,165	273	6.5%	

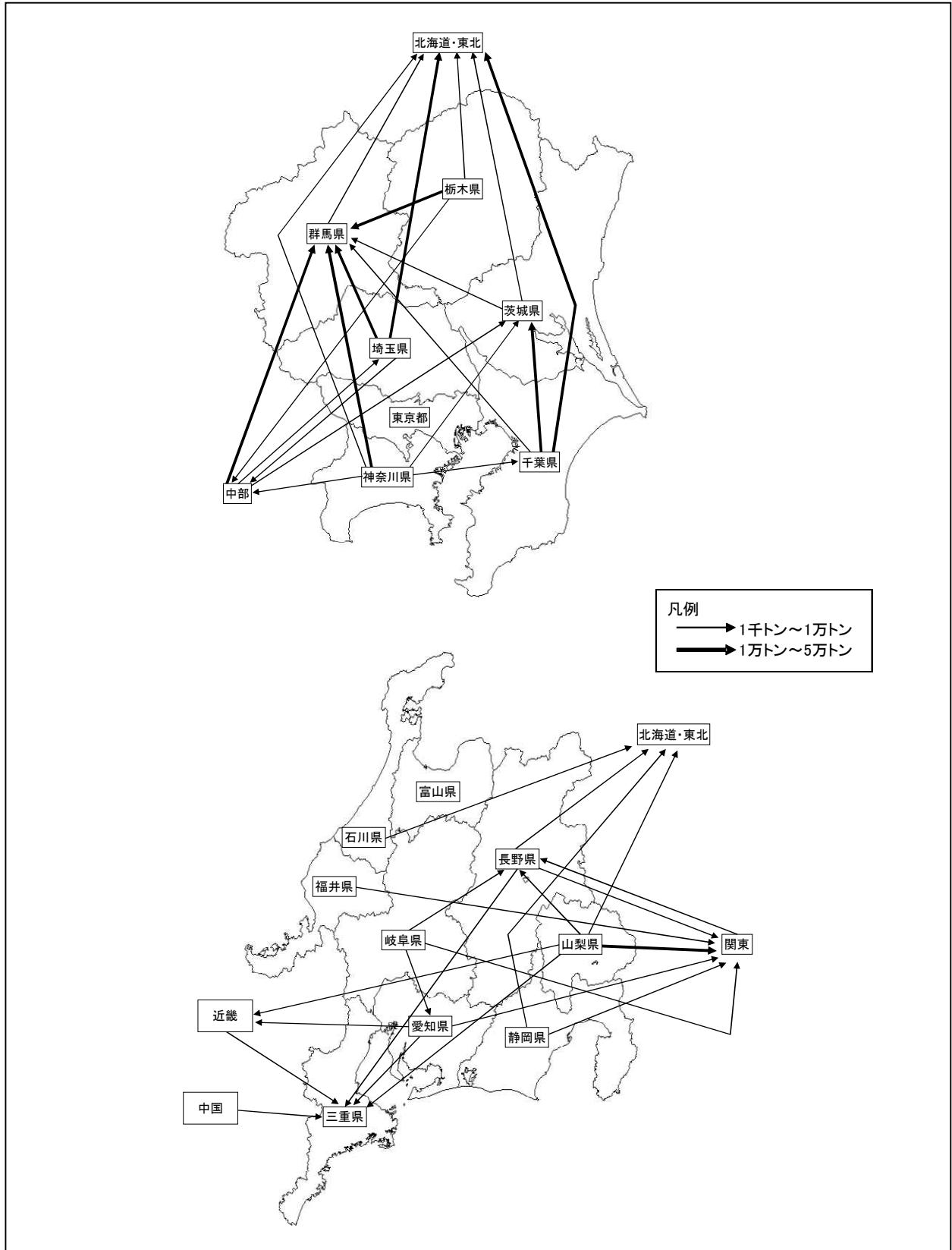


図-2-1 関東、中部ブロックの広域移動状況

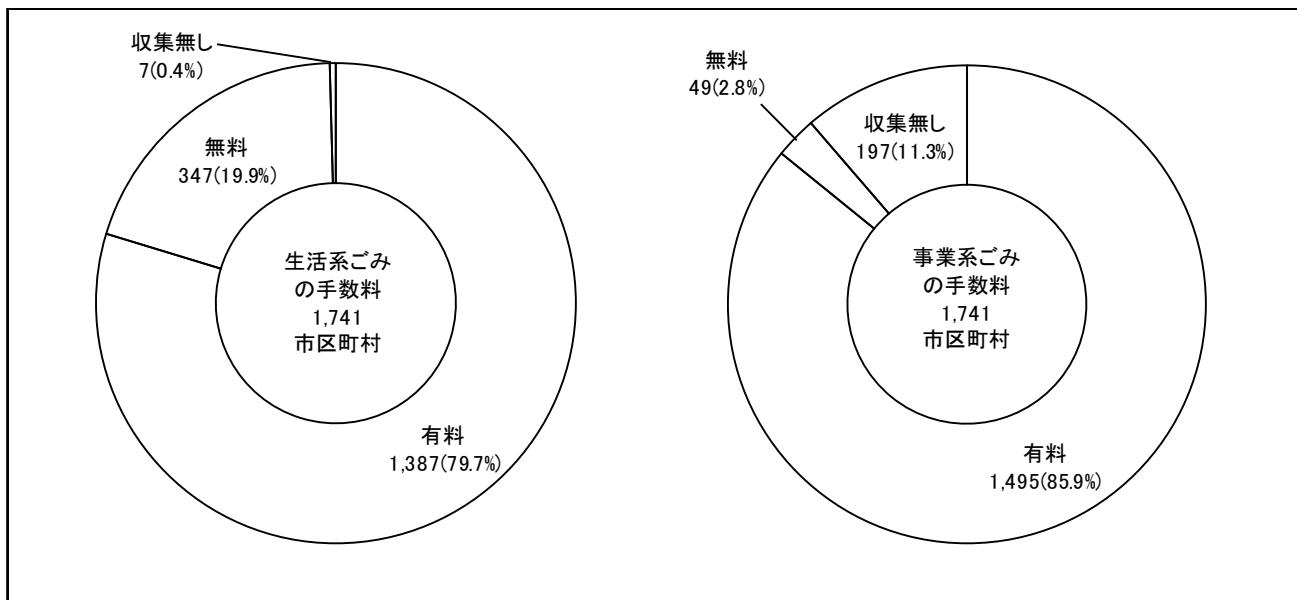
(参考)

- 最終処分場については、関東、中部ブロックにおいて、ブロック内での十分な処分先の確保が出来ていないことが明らかになっている。
- ブロック内での安定的な最終処分場の確保や、溶融スラグ化して公共工事に再生利用すること等による最終処分量の削減が急務となっている。

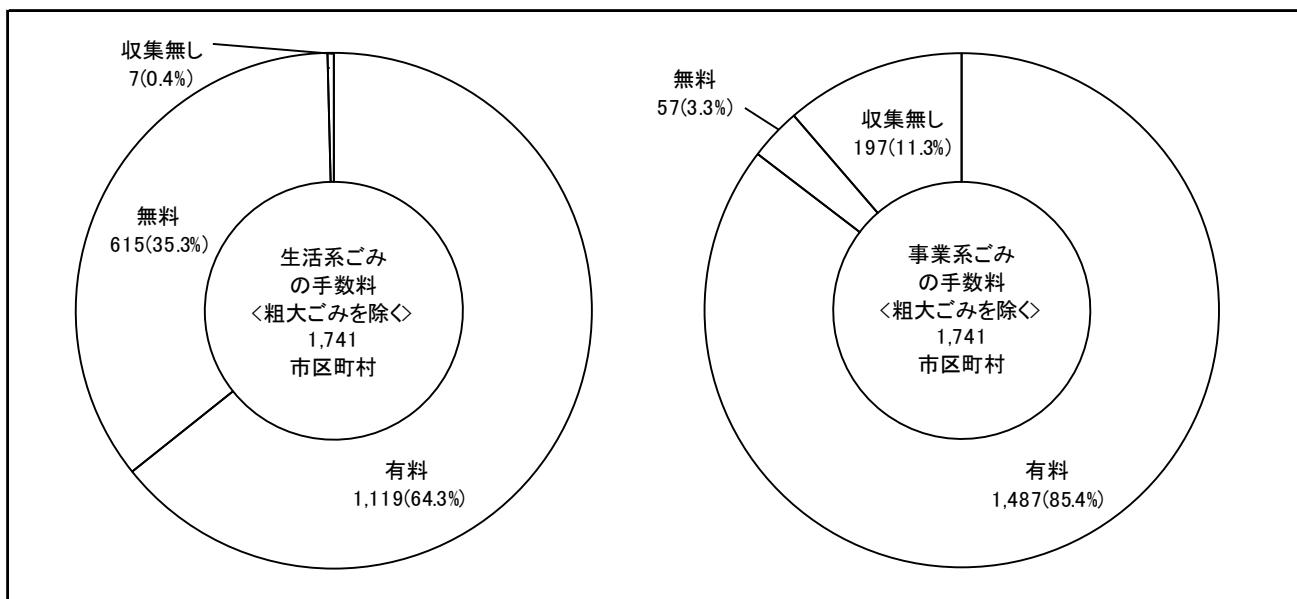
4. ごみ収集手数料の状況

ごみ収集について、収集区分の一部又は全部を有料化している市区町村は、生活系ごみに関しては1,741市区町村（26年度1,741市区町村）のうち、79.7%（1,387市区町村）（26年度79.1%（1,378市区町村））、事業系ごみに関しては85.9%（1,495市区町村）（26年度84.9%（1,478市区町村））である（図－22）。

粗大ごみを除いた場合、収集区分の一部又は全部を有料化している市区町村は、生活系ごみに関しては、64.3%（1,119市区町村）（26年度63.4%（1,104市区町村））、事業系ごみに関しては85.4%（1,487市区町村）（26年度84.6%（1,473市区町村））である（図－23）。



図－22 ごみ収集手数料の有料化の状況

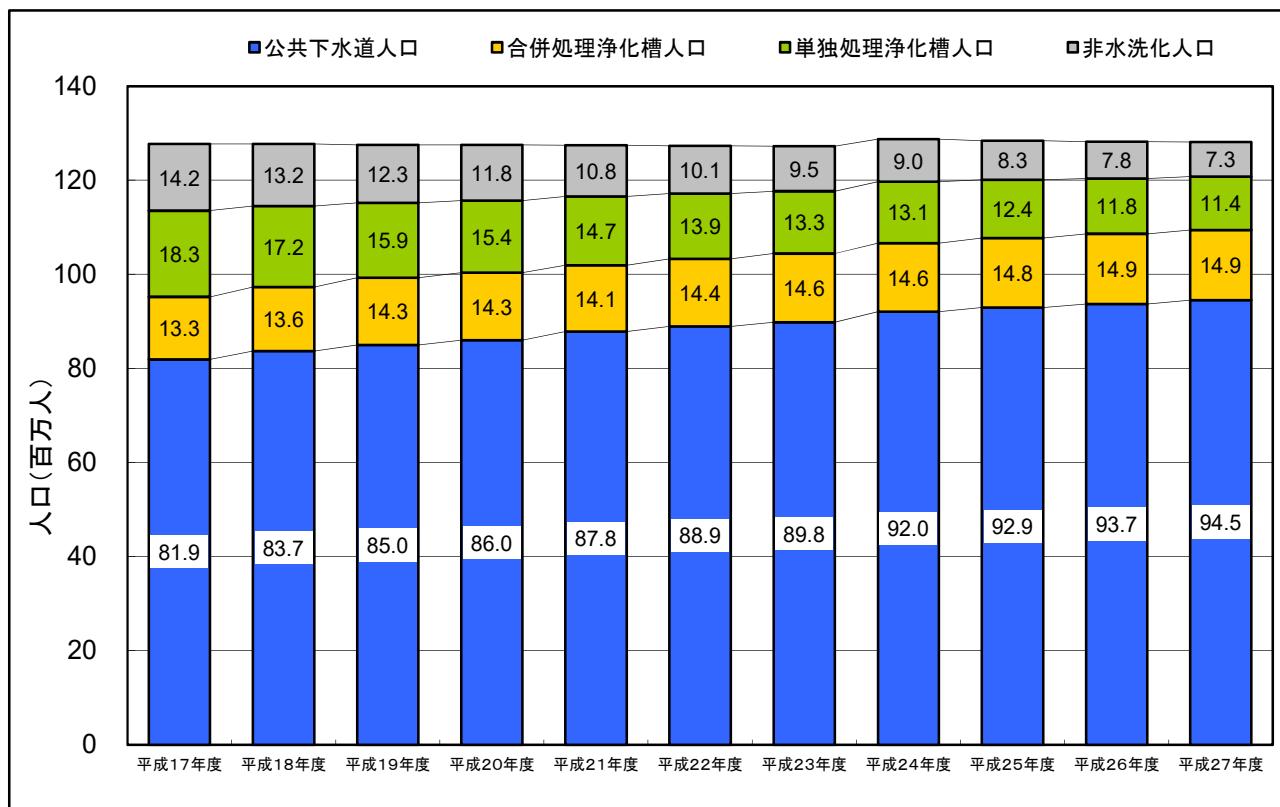


図－23 ごみ収集手数料の有料化の状況（粗大ごみを除く）

II し尿処理

1. 水洗化の状況

総人口12,804万人のうち、水洗化人口^{注22)}は12,077万人(94.3%)（26年度12,037万人(93.9%)）である。うち、浄化槽人口^{注23)}が2,631万人(20.5%)（26年度2,669万人(20.8%)）、公共下水道人口が9,446万人(73.8%)（26年度9,368万人(73.1%)）となっている。一方、非水洗化人口は727万人(5.7%)（26年度781万人(6.1%)）である（図－24）。なお、平成24年度以降は総人口に外国人人口を含んでいる。



図－24 し尿処理形態の推移^{注24)}

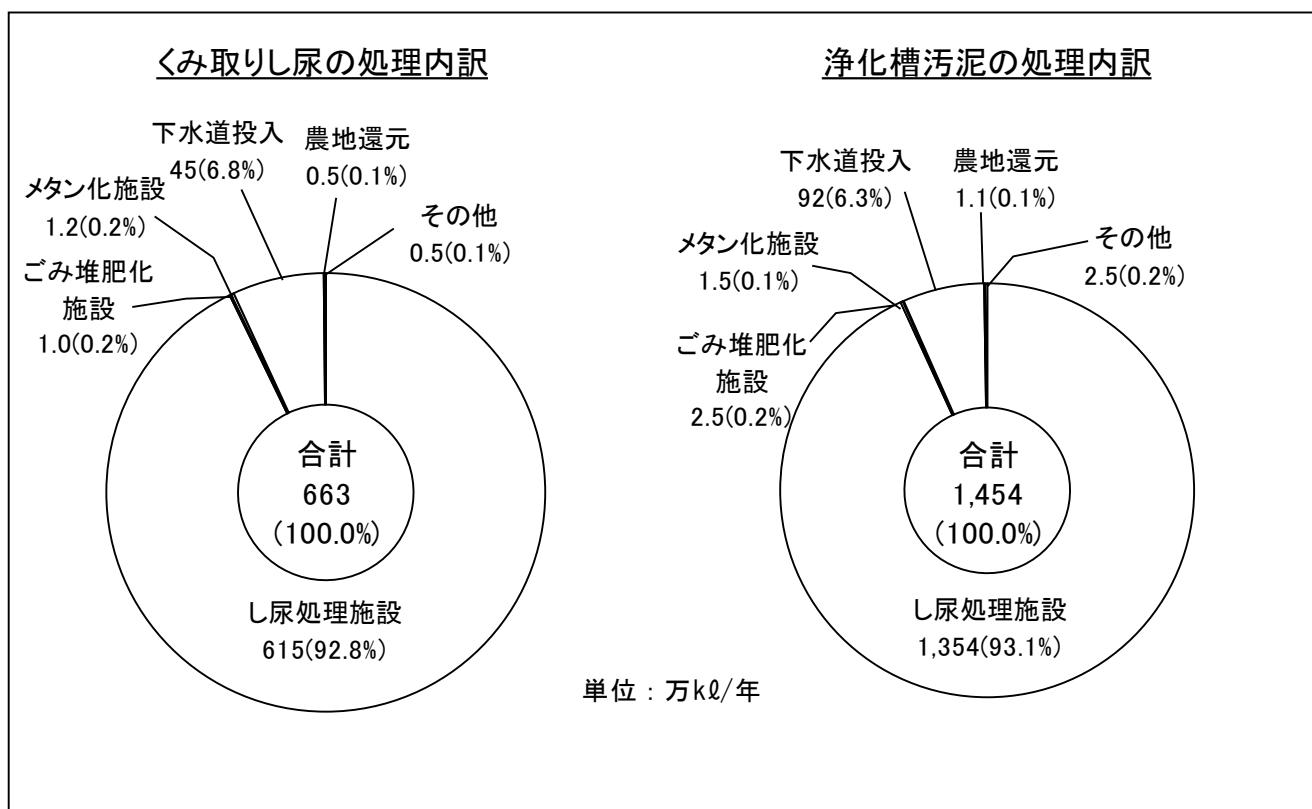
注22) 水洗化人口＝公共下水道人口＋浄化槽人口

注23) 浄化槽人口＝合併処理浄化槽人口（コミュニティ・プラント人口を含む。）＋単独処理浄化槽人口

注24) グラフ中の数値はそれぞれの構成人口（百万人）である。

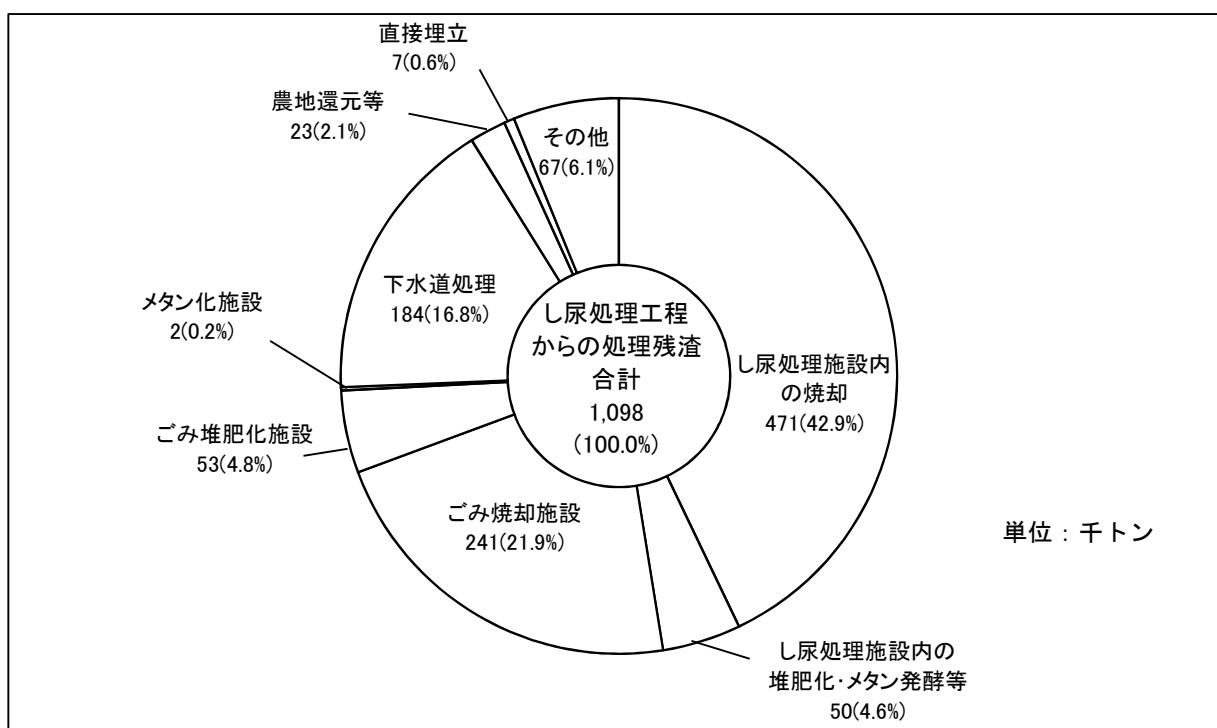
2. くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理状況

くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の計画処理量は合計で2,117万kℓ（26年度2,149万kℓ）であり、それとの内訳を図－25に示す。うち、し尿処理施設又は下水道投入によって処理された量は合計で2,106万kℓ（99.5%）（26年度2,139万kℓ（99.5%））である。



図－25 くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理内訳

し尿処理施設において処理された後に発生する残渣は110万トンであり、そのうち、し尿処理施設内又はごみ焼却施設で焼却処分された量は残渣全体の約65%となる。また、下水道処理が約17%ある。この他の残渣の一部は、堆肥化等により再資源化されている（図－26）。



図－26 し尿処理施設の処理工程からの処理残渣の処理内訳

III 廃棄物処理事業経費の状況 注25)

市区町村及び一部事務組合が、一般廃棄物の処理に要した経費（ごみ処理事業経費及びし尿処理事業経費の合計）は、21,771億円（26年度 21,683億円）である。

注25) 平成23年度以降は、国庫補助金交付要綱の適用を受けた災害廃棄物処理に係る経費を除く。平成22年度以前には当該経費が含まれている。

1. ごみ処理事業経費

ごみ処理事業経費は、19,495億円であり、国民1人当たりに換算すると、15,200円（参考：平成23年度までと同様に外国人人口を含まない場合は、15,500円）となる（図-27）。平成15年度から微減傾向にあったが、ダイオキシン類対策を行った施設の更新需要が増え、平成25年度以降は増加している。平成15年度以降の微減傾向は、平成12年1月に施行されたダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制の強化に対応するための中間処理施設の整備が完了し、建設改良費が減少したためである。

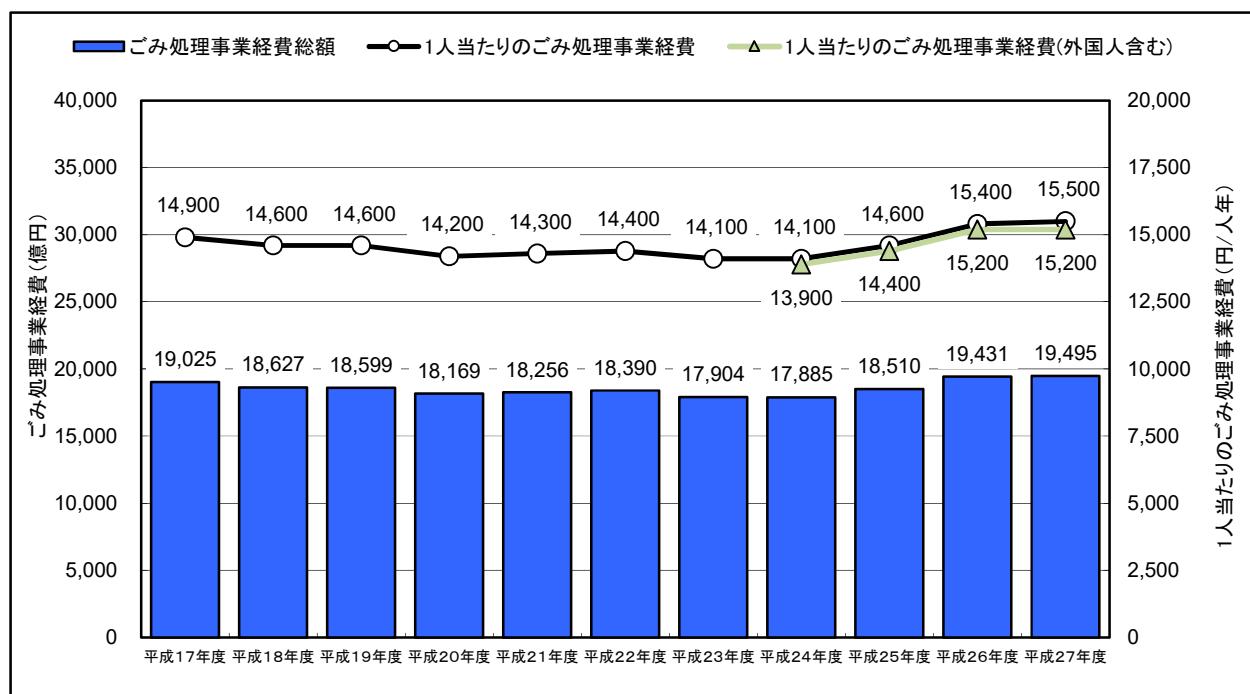


図-27 ごみ処理事業経費の推移

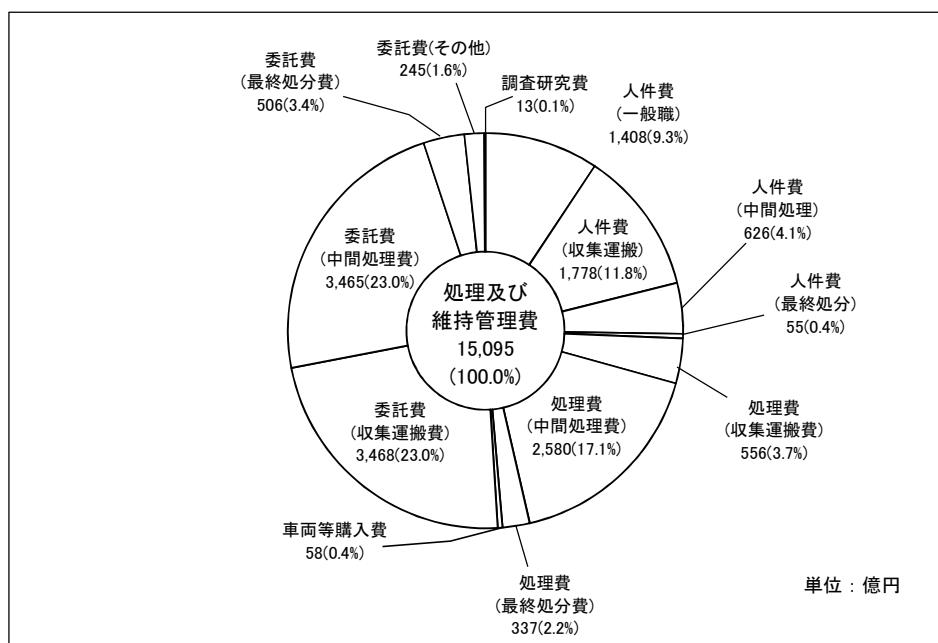
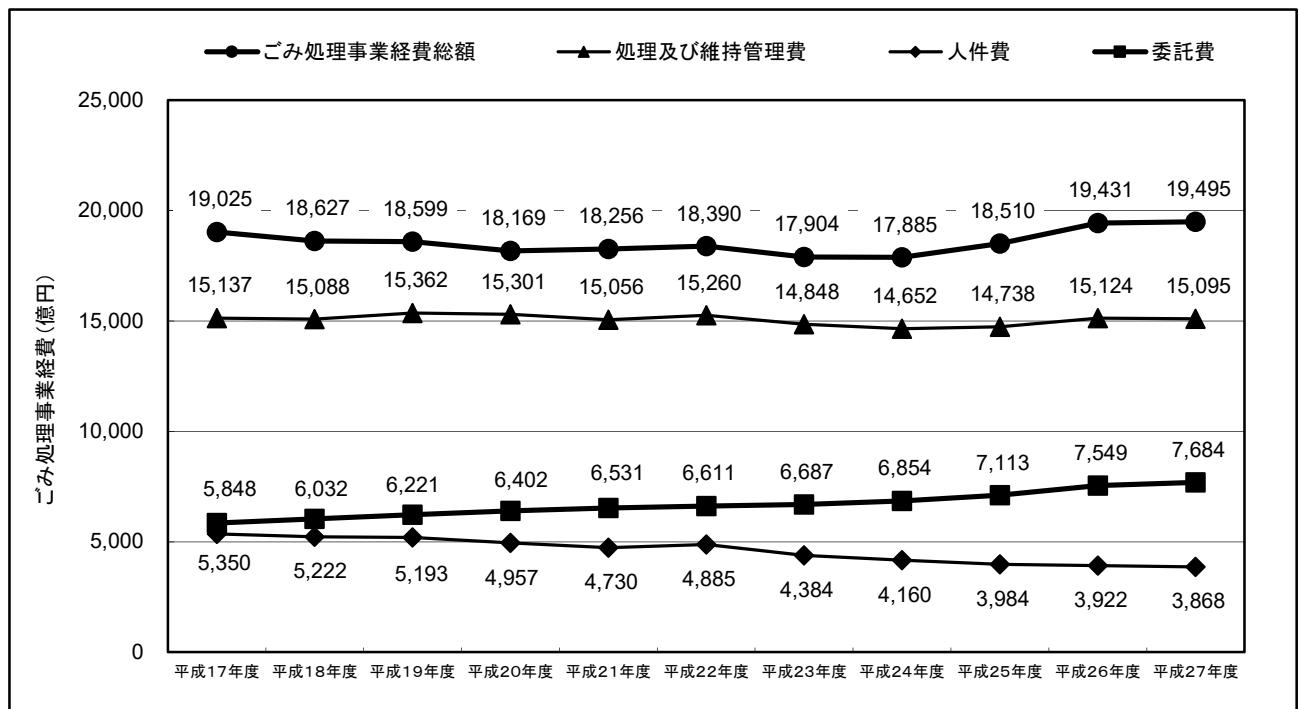


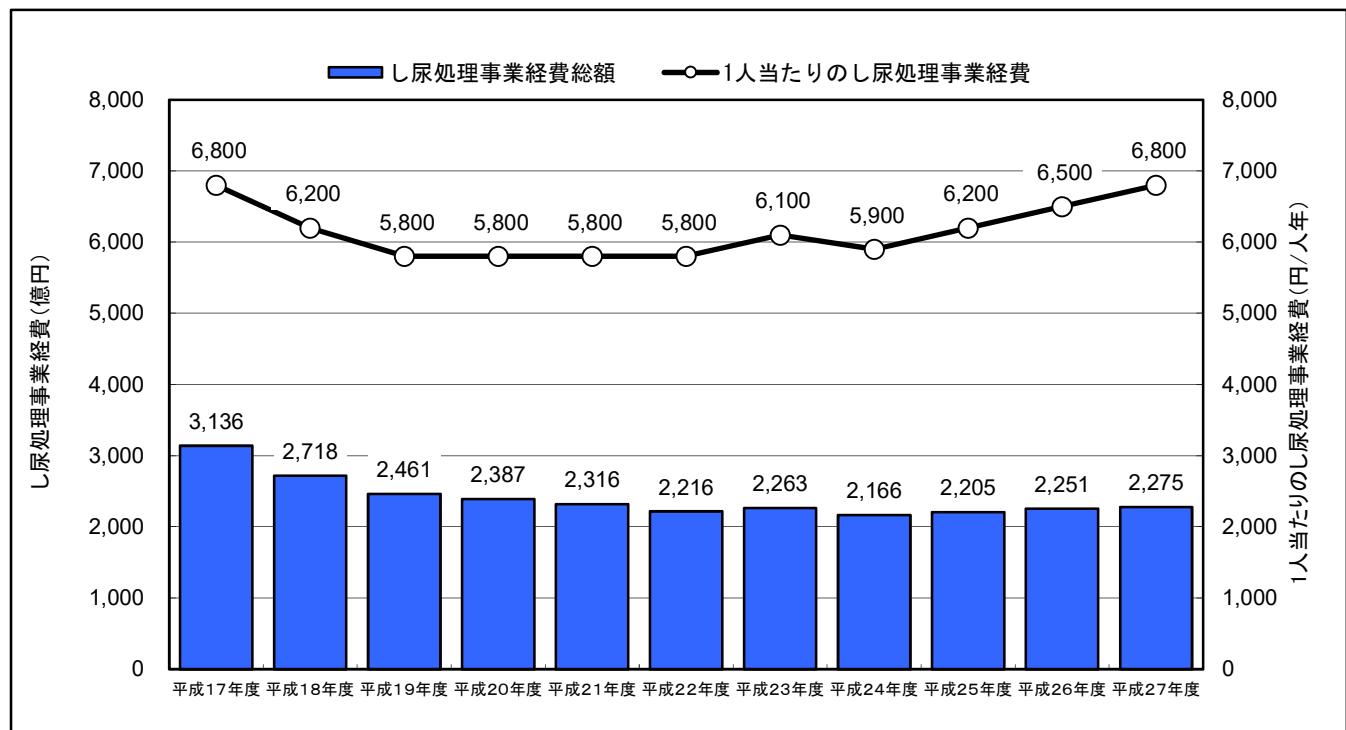
図-28 処理及び維持管理費の内訳



図－29 項目別ごみ処理事業経費の推移

2. し尿処理事業経費

し尿処理事業経費は、2,275億円であり、し尿処理対象人口（非水洗化人口及び浄化槽人口^{注26)}の合計）1人当たりに換算すると、6,800円となる（図－30）。ただし、平成24年度以降は外国人人口を含んでいる。



図－30 し尿処理事業経費の推移

注26) 浄化槽人口＝合併処理浄化槽人口（コミュニティ・プラント人口を含む。）+ 単独処理浄化槽人口

IV 3 R取組上位市町村

表-6 リデュース(1人1日当たりのごみ排出量^{注27)})取組の上位10位市町村^{注28), 注29), 注30)}

人口10万人未満		人口10万人以上50万人未満		人口50万人以上	
平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度
1. 徳島県 神山町 272.2 グラム/人日	1. 奈良県 野迫川村 137.8 グラム/人日	1. 東京都 小金井市 626.1 グラム/人日	1. 東京都 小金井市 625.8 グラム/人日	1. 東京都 八王子市 815.3 グラム/人日	1. 愛媛県 松山市 813.0 グラム/人日
2. 奈良県 野迫川村 298.3 グラム/人日	2. 徳島県 神山町 261.9 グラム/人日	2. 静岡県 掛川市 658.0 グラム/人日	2. 静岡県 掛川市 651.1 グラム/人日	2. 愛媛県 松山市 817.5 グラム/人日	2. 東京都 八王子市 835.1 グラム/人日
3. 長野県 南牧村 325.6 グラム/人日	3. 長野県 川上村 319.4 グラム/人日	3. 東京都 日野市 673.9 グラム/人日	3. 東京都 日野市 681.5 グラム/人日	3. 広島県 広島市 853.6 グラム/人日	3. 広島県 広島市 856.1 グラム/人日
4. 長野県 川上村 327.2 グラム/人日	4. 長野県 南牧村 327.6 グラム/人日	4. 静岡県 藤枝市 682.0 グラム/人日	4. 長野県 佐久市 690.2 グラム/人日	4. 神奈川県 横浜市 866.4 グラム/人日	4. 神奈川県 横浜市 878.3 グラム/人日
5. 長野県 中川村 351.7 グラム/人日	5. 長野県 中川村 350.0 グラム/人日	5. 東京都 国分寺市 694.6 グラム/人日	5. 静岡県 藤枝市 692.8 グラム/人日	5. 埼玉県 川口市 867.3 グラム/人日	5. 埼玉県 川口市 879.4 グラム/人日
6. 長野県 平谷村 356.6 グラム/人日	6. 宮崎県 高原町 375.8 グラム/人日	6. 東京都 府中市 695.3 グラム/人日	6. 東京都 府中市 701.7 グラム/人日	6. 神奈川県 川崎市 884.0 グラム/人日	6. 静岡県 浜松市 890.1 グラム/人日
7. 長野県 泰阜村 371.7 グラム/人日	7. 長野県 泰阜村 377.4 グラム/人日	7. 東京都 西東京市 703.4 グラム/人日	7. 東京都 国分寺市 708.7 グラム/人日	7. 京都府 京都市 884.3 グラム/人日	7. 神奈川県 相模原市 892.2 グラム/人日
8. 宮崎県 高原町 380.0 グラム/人日	8. 長野県 天龍村 382.1 グラム/人日	8. 東京都 東村山市 717.8 グラム/人日	8. 東京都 西東京市 714.5 グラム/人日	8. 静岡県 浜松市 889.0 グラム/人日	8. 神奈川県 川崎市 893.5 グラム/人日
9. 熊本県 美里町 403.0 グラム/人日	9. 徳島県 佐那河内村 404.1 グラム/人日	9. 東京都 三鷹市 724.8 グラム/人日	9. 東京都 東村山市 720.1 グラム/人日	9. 神奈川県 相模原市 898.0 グラム/人日	9. 千葉県 船橋市 917.1 グラム/人日
10. 長野県 豊丘村 420.8 グラム/人日	10. 長野県 豊丘村 412.0 グラム/人日	10. 神奈川県 座間市 732.7 グラム/人日	10. 東京都 三鷹市 737.9 グラム/人日	10. 埼玉県 さいたま市 912.6 グラム/人日	10. 熊本県 熊本市 920.1 グラム/人日

表-7 リサイクル(リサイクル率^{注31)})取組の上位10位市町村^{注28), 注29), 注30)}

人口10万人未満		人口10万人以上50万人未満		人口50万人以上	
平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度
1. 鹿児島県 大崎町 83.2 %	1. 鹿児島県 大崎町 81.9 %	1. 岡山県 倉敷市 51.6 %	1. 東京都 小金井市 49.2 %	1. 千葉県 千葉市 32.6 %	1. 千葉県 千葉市 32.8 %
2. 徳島県 上勝町 79.5 %	2. 徳島県 上勝町 77.2 %	2. 東京都 小金井市 49.4 %	2. 岡山県 倉敷市 48.5 %	2. 新潟県 新潟市 27.8 %	2. 新潟県 新潟市 27.8 %
3. 鹿児島県 志布志市 76.1 %	3. 鹿児島県 志布志市 76.1 %	3. 神奈川県 鎌倉市 48.4 %	3. 神奈川県 鎌倉市 48.2 %	3. 東京都 八王子市 26.5 %	3. 神奈川県 横浜市 26.4 %
4. 長野県 木島平村 73.3 %	4. 北海道 本別町 66.2 %	4. 東京都 国分寺市 39.7 %	4. 東京都 国分寺市 39.0 %	4. 神奈川県 横浜市 25.5 %	4. 東京都 八王子市 26.0 %
5. 福岡県 大木町 65.3 %	5. 北海道 小平町 66.1 %	5. 埼玉県 加須市 38.7 %	5. 埼玉県 加須市 38.9 %	5. 福岡県 北九州市 25.4 %	5. 愛知県 名古屋市 25.3 %
6. 北海道 興部町 60.4 %	6. 福岡県 大木町 63.9 %	6. 東京都 調布市 38.4 %	6. 東京都 府中市 38.5 %	6. 愛知県 名古屋市 24.5 %	6. 福岡県 北九州市 25.0 %
7. 北海道 本別町 59.5 %	7. 北海道 興部町 59.6 %	7. 東京都 府中市 38.3 %	7. 東京都 調布市 38.5 %	7. 埼玉県 川口市 23.1 %	7. 埼玉県 川口市 23.7 %
8. 北海道 小平町 58.5 %	8. 山形県 鮭川村 57.3 %	8. 東京都 東村山市 36.8 %	8. 東京都 東村山市 36.5 %	8. 北海道 札幌市 22.5 %	8. 北海道 札幌市 23.2 %
9. 北海道 陸別町 55.8 %	9. 北海道 岩見沢市 56.3 %	9. 東京都 西東京市 34.7 %	9. 東京都 西東京市 35.1 %	8. 埼玉県 さいたま市 22.5 %	9. 神奈川県 相模原市 20.3 %
10. 北海道 喜茂別町 55.4 %	9. 北海道 陸別町 56.3 %	10. 東京都 武蔵野市 33.9 %	10. 東京都 武蔵野市 34.6 %	10. 愛媛県 松山市 20.0 %	10. 静岡県 浜松市 20.2 %

注27) 平成24年度以降の総人口には外国人人口を含んでおり、平成23年度までは外国人人口を含んでいない。

注28) 福島第一原子力発電所の事故による福島県内の帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に係る町村は除外している。

注29) 東京都23区は「東京都23区分」として合算

注30) ごみ排出量は災害廃棄物を除く

注31) ごみ燃料化施設及びセメント原燃料化施設にて中間処理された量（固形燃料（RDF、RPF）、焼却灰・飛灰のセメント原料化、飛灰の山元還元）、及びセメント等に直接投入された量を中間処理後再生利用量から差し引きリサイクル率を算出

表一8 エネルギー回収(ごみ処理量当たりの発電電力量)取組の上位10位施設^{注32)}

平成 27 年度	1. 大阪府	泉北環境整備施設組合	泉北クリーンセンター(1号炉、2号炉)	588 kWh/トン
	2. 静岡県	静岡市	西ヶ谷清掃工場	555 kWh/トン
	3. 福岡県	北九州市	北九州市新門司工場	549 kWh/トン
	4. 大阪府	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合	東淀工場	543 kWh/トン
	5. 東京都	東京二十三区清掃一部事務組合	東京二十三区清掃一部事務組合板橋清掃工場	537 kWh/トン
	6. 埼玉県	東埼玉資源環境組合	第一工場ごみ処理施設	535 kWh/トン
	7. 神奈川県	藤沢市	藤沢市北部環境事業所	533 kWh/トン
	8. 東京都	東京二十三区清掃一部事務組合	東京二十三区清掃一部事務組合大田清掃工場	531 kWh/トン
	9. 大阪府	堺市	堺市クリーンセンター臨海工場	531 kWh/トン
	10. 神奈川県	川崎市	王禅寺処理センター	525 kWh/トン
平成 26 年度	1. 大阪府	泉北環境整備施設組合	泉北クリーンセンター(1号炉、2号炉)	599 kWh/トン
	2. 福岡県	北九州市	北九州市新門司工場	573 kWh/トン
	3. 静岡県	静岡市	西ヶ谷清掃工場	560 kWh/トン
	4. 大阪府	大阪市	大阪市環境局東淀工場	550 kWh/トン
	5. 山口県	防府市	防府市クリーンセンター可燃ごみ処理施設焼却施設	542 kWh/トン
	6. 富山県	富山地区広域圏事業組合	富山地区広域圏クリーンセンター	533 kWh/トン
	7. 東京都	ふじみ衛生組合	クリーンプラザふじみ	532 kWh/トン
	8. 兵庫県	姫路市	エコパークあぼし	528 kWh/トン
	9. 大阪府	堺市	堺市クリーンセンター臨海工場	528 kWh/トン
	10. 埼玉県	東埼玉資源環境組合	第一工場ごみ処理施設	527 kWh/トン

注32) 市町村・事務組合が設置した施設において比較
複数の炉の余熱を使って発電している場合は合算